

災害におけるボランティア組織（NPO等含む）と
“市民資源”に関する実態<検証>調査

報告書

〇はじめに

1995年の阪神・淡路大震災をはじめ、2004年には宮城県沖地震、宮城県北部地震、新潟県中越地震が、2005年にも福岡県西方沖地震が、昨年も能登半島地震や新潟県中越沖地震などが発生しました。また、台風をはじめとする風水害も多発しています。このような自然災害による被害は、地域住民全体への影響もさることながら、介護が必要な高齢者や障害者で一人暮らしの人など、“災害弱者”と言われる方々への被害なども多発し、その原因のひとつとして、地域社会の崩壊があげられています。

一方で、阪神・淡路大震災をきっかけに、自然災害への救済・復旧の担い手として、市民活動団体やボランティアの活動が重視されています。NPO法人で、特定非営利活動の種類として“災害救援活動”を定款に記載した団体も2007年9月24日現在で2,005団体を数え、現在では災害救援・防災活動において、市民活動団体やボランティアなしでは進まない状況にあります。しかし、災害救援・防災活動を行う市民活動団体やボランティアの自主的な活動を促すための政策形成は、不十分な状況です。

そのような状況をふまえて、2005年末に「災害におけるボランティア組織（NPO等含む）と“市民資源”に関する調査」として、災害救援・防災活動を行う市民活動団体の現状での課題や地域での役割等を分析し、今後の災害・防災活動への“市民資源”の活用と促進策、災害救援・防災活動を行う市民活動団体の促進・支援のための政策形成に向けた調査を実施しました。

その後、2007年に新潟県中越沖地震が発生し、2005年末に実施した調査の検証をとのことから、今回の調査に至りその報告書として本書を発行した次第です。

本調査、特にヒアリング調査の実施にあたっては、多くの市民活動団体や社会福祉協議会、自治体関係者、研究者の方々にご協力いただきました。その方々のおはなしやご意見から、地域社会への貢献や市民社会の形成を第一に考え、取組んでおられる姿が垣間見られました。その取組みを応援し進めるために、（中央）政府・自治体も含めてそれぞれの役割を整理し、具体的な政策として創出できればと考えております。

最後になりましたが、本調査の実施にあたりご協力いただきました市民活動団体および社会福祉協議会、自治体関係者、研究者のみなさま、また資料収集や調査の実施にあたりご協力いただきました民主党関係者のみなさまに対しまして、ここに御礼申し上げます。

2008年4月

災害における市民資源とNPO＜検証＞調査委員会
委員一同

目 次

○はじめに	2
I 調査の概要	5
1. 問題認識	
2. 調査目的、ねらい	
3. 調査の方法	
4. 実施の体制	
5. 前回調査の結果	
II 調査の結果	
1. ヒアリング調査結果	
1) NPO	9
2) 社会福祉協議会	27
3) 自治体	29
2. 前回調査から抽出・提案した事項との検証	45
III 参考資料	60

I 調査の概要

1. 問題認識

1) 多発する自然災害

1995年の阪神・淡路大震災をはじめ、鳥取県西部地震（2000年10月）、芸予地震（2001年3月）、十勝沖地震（2003年9月）、宮城県沖地震（2004年5月）、宮城県北部地震（2004年7月）、新潟県中越地震（2004年10月）、福岡県西方沖地震（2005年3月・4月）、本年も能登半島地震（3月）や新潟県中越沖地震（7月）など、地震災害が多発しており、その被害も甚大である。

また、台風をはじめとする豪雨による水害も毎年のように発生しており、多くの人的被害、住家被害をもたらしている。

2) 活躍する市民活動団体・ボランティア

阪神・淡路大震災をきっかけに、自然災害への救済・復旧活動の担い手として市民活動団体やボランティアが重視され、その活動は目覚しく期待は増している。NPO法人で、特定非営利活動の種類として“災害救援活動”を定款に記載した団体は2005団体（2007年9月24日現在）を数える。その中でも特に専門性をもった「災害救援NPO」は、被災地での救援活動はもとより、最近では中央政府・自治体政府による政策立案にも大きく貢献しており、また災害以外の専門性をもったNPO・NGOなども、高齢者や障害者、乳幼児など、いわゆる“災害弱者”への救援や被災生活においてその役割が注目されている。

一方、災害ボランティアの現地での活動状況を見ても、新潟県中越沖地震において2万5千人を超えるボランティアが現地へ赴き、さまざまな活動を行っている。

以上のように、現在では自然災害の救済、復旧には、市民活動団体やボランティアなしでは進まない状況にあるが、その経験をふまえた課題を整理したうえでの支援策など、政策の形成には至っていない。

3) “市民資源（市民社会資本）”と市民活動

近年、物資資本や人的資本などとならび「ソーシャル・キャピタル」という概念が注目されている。「ソーシャル・キャピタル」とは、「社会的なつながり（ネットワーク）とそこから生まれてくる規範・信頼（Robert Putnam）」と示され、共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴とされる。「ソーシャル・キャピタル調査研究会（㈱日本総合研究所：2002年度内閣府委託）」では、調査の結果として「ソーシャル・キャピタルの培養とボランティア活動を始めとする市民活動には、互いに他を高めていくような関係、すなわち、「ポジティブ・フィードバック」な関係がある可能性が分析・抽出された。」「豊かな人間関係と市民活動の好循環、すなわち「信頼やネットワークの再生産」を促進するソーシャル・キャピタルの培養を図っていくことが今まさに求められる時代となっているのではないだろうか。」とされている。

そして、まちづくりなどの市民活動を媒介にしたコミュニティ形成を求める声も少なくないが、その促進のための政策の形成は不十分な状況である。

2. 調査の目的、ねらい

以上のような問題認識から、その克服のため、「災害におけるボランティア組織（NPO等含む）と“市民資源”に関する調査」として2005年（以下、「2005年災害と“市民資源”調査」という）にアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、課題と提案を示した。しかし、その後その政策形成には至っておらず、その後の状況も不明確である。

そこで、本調査の取組みとして、「2005年災害と“市民資源”調査」で抽出した課題や提案をポイントとし、「新潟県中越沖地震」における災害救援、復旧活動をケーススタディとして、①災害・防災ボランティア組織の活動状況や地域住民との関わりなど、②災害・防災ボランティア組織の自治体や災害ボランティアセンター等への参画状況など、③災害・防災ボランティア組織と市民の関わりなど、についての現地調査を実施し、さらにその結果から“災害弱者”といわれる高齢者や障害者、病人、こども、外国籍住民などに対する取組みなどについても整理した。

そのことにより、災害・防災ボランティア組織の現状での課題と地域での役割等を分析し、今後の災害・防災活動への“市民資源”の活用と促進策、ボランティア組織の促進・支援政策の形成に向けて検討し、さらに“災害弱者”への政策形成を目的とした。

3. 調査の方法

1) 調査の手法

- ①「新潟県中越沖地震」における災害・防災ボランティア組織の取組み等既存資料の収集（事前調査）
- ②「新潟県中越沖地震」における実地・ヒアリング形式による調査
- ③前回調査から抽出・提案した事項との検証

2) 調査の対象・実施日

- ①現地ヒアリング調査

<NPO>

No.	氏名(敬称略)	所属団体・肩書き	実施日
1	西田 卓司	特定非営利活動法人 虹のおと 代表理事	12月5日
2	川瀬 和敏	特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク 理事長	12月6日
3	稲垣 文彦	中越復興市民会議 事務局長	12月7日
4	金子 博	特定非営利活動法人 地域循環ネットワーク 理事長 (TJS市民ネット事務局長)	12月5日
5	椎谷 照美	特定非営利活動法人 ヒューマン・エイド 22 代表	12月5日
6	西川 紀子	特定非営利活動法人 トライネット 代表理事	12月6日
7	富澤 佳恵	特定非営利活動法人 新潟NPO協会 事務局長	12月7日
8	李 仁鉄	特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク 事務局	12月7日
9	豊永 有	特定非営利活動法人 ミニケーションセンター 事務局長	12月5日

< 社会福祉協議会（災害ボランティアセンター） >

No.	氏名(敬称略)	団体名・肩書き	実施日
1	内田 達男	新潟県社会福祉協議会 地域福祉課長／ボランティア・センター所長	12月6日

< 自治体 >

No.	自治体名	部署名	実施日
1	新潟県	県民生活課社会活動推進係 防災局防災企画課防災事業係	12月5日
2	長岡市	危機管理防災本部／福祉保健部福祉総務課 市民協働部市民活動推進課市民センター／社会福祉協議会	12月7日
3	柏崎市	市民生活部防災・原子力課防災班 市民生活部市民活動支援課支援係	12月6日
4	刈羽村	総務課(刈羽村社会福祉協議会)	12月7日

②その他のヒアリング調査

< その1 >

- 対象：兵藤 宏さん（兵庫地方自治研究センター）
- テーマ：災害防止（防災・予防）と事後に関わる法制度等の課題について
- 実施日：12月7日
- 実施場所：市民がつくる政策調査会 事務局・会議室

< その2 >

- 対象：室崎 益輝さん（総務省消防庁消防大学校 消防研究センター所長）
- テーマ：災害・防災に関わるセクター間の役割と連携促進・制度的課題について
- 実施日：12月19日
- 実施場所：市民がつくる政策調査会 事務局・会議室

4. 実施の体制

1) 名 称：「災害における市民資源とNPO<検証>調査」委員会

2) 委 員：五辻 活（パルシステム生活協同組合連合会 21世紀型生協研究機構研究員）
 伊藤 久雄（東京ランポ/東京自治研究センター）
 金子 洋二（新潟NPO協会理事）
 坪郷 實（早稲田大学社会科学部教授）
 辻 利夫（東京ランポ）＝事務局兼務
 小林 幸治（市民がつくる政策調査会）＝事務局補佐兼務

3) 委員会の開催

- 第1回：10月12日
- 第2回：11月21日
- 第3回：12月 7日
- 第4回：12月19日

4) 現地ヒアリング調査実施者

- ・荒木 ミサ子
- ・佐々木 貴子
- ・佐藤 寿美
- ・中西 佳代子

5. 前回調査の結果

1) 前回調査のポイント

- ①災害救援NPOの組織運営・活動継続（人材・資金など）
- ②災害救援NPO組織以外の市民活動団体による支援
- ③自治体（市町村、都道府県）の役割と災害救援NPOとの連携
- ④政府の役割と災害救援NPOとの連携
- ⑤避難所の設置運営

などが課題としてあげられ、その克服と政策化の必要性を指摘した。

Ⅱ 調査の結果

1. ヒアリング調査結果

< N P O >

ヒアリング結果（NPO－1）

●基本情報

調査実施者:佐々木、佐藤

①組織概要(設立、目的、主な活動、予算、人員(専従職員、非専従職員など)など)

○名称	特定非営利活動法人 虹のおと
○部署・肩書き等	代表理事
*氏名	西田 卓司
○設立年	1999年4月(NPO 法人取得は2002年6月)
○目的	「学校外の学びの場」づくり
○主な活動	1999年から農業体験、2005年から子どもの遊び場づくり
○予算(2007 年度)	195 万円
○人員	専従0人／非専従 2 人(代表理事とインターン大学生)
○その他	—

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

○被災地子どもの支援	・2004 年の中越地震では、川口町で子どものケア、遊び相手。 ・中越復興市民会議、新潟 NPO 協会、新潟大学ボランティア本部と連携し、活動を行った。
------------	---

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○なし	
-----	--

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○刈羽村ボランティアセンター	・避難所チームの一員として子どもの遊び・話(ケア)相手のコーディネートを行った。
----------------	--

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○大学との連携	・新潟大学の学生が被災時から 8 月後半までスクールバスを運行し、大学生ボランティアを送りだしてくれた。 ・こどもへの配慮事項、こどもの様子の報告など毎日ミーティングを実施した。
○NPOとの協力	・NPO法人ヒューマン・エイド 21 と刈羽村の避難所で一緒に活動を行った。
○女性グループとの連携	・避難所でのお茶などの提供を行った。
○こどものケアのノウハウ	・中越地震の際に、静岡県のあるホール・アース自然学校のノウハウなどを学んだ。

③避難所での支援内容などについて

○被災した子どものケア	・刈羽村の避難所の一つで、10人前後のこどもの遊び相手などの活動を行った。 ・遊びから話相手になり、心を開いていくケースが多いので、同じボランティアが接するのが効果的。 ・子どもを対象にしたボランティアには、できるだけ長期間参加してほしい。特に、地元の学生などが関わりと精神的に安定する。
○親子のストレス	・避難所で、高齢者と子どもの共存の難しさ(大声、走り回る、遊び場がない、など、親子両方にストレスがたまる)を感じた。

④“災害弱者”への支援内容などについて

○高齢者	・刈羽村は4ヶ所の避難所があったが入浴できるのは1ヵ所のみで特に高齢者などの移動が大変であった。
○外国人	・避難所でどこまで対応できたか疑問である。

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○ケアに係る物資	・水や食料は充分にあったが、文房具類は足りなかった。 ・必要なものをボランティアセンターに伝えれば用意してくれた。 ・菓子類が豊富で際限無く与えてしまうのは疑問であった。
----------	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

—	—
---	---

○その他

○ボランティアセンターの運営	・ニーズに合わせた派遣の効率化だけを図ると、数あわせだけになりがち。こどもなど、見えないニーズの把握が必要であると思う。 ・子どもの相手にと、被災を免れた他の地域から、同年代の子どもボランティアとして送り込むことは、受け入れの余裕のない被災地にとって迷惑になるケースもある。
○ボランティアの条件	・子どものケアは日替わりで人が変わらないよう配慮が必要。 ・被災直後はボランティアが数多くくるが、少し落ち着いてからの方が本来精神的ケアが必要であり、そのときに土、日だけのボランティアでは子どももなじめず、不都合なこと多い。長期滞在また継続して来られた新潟大学の学生の方々は大変貴重な存在であった。
○メディアの役割	・話題性ばかり追わず、状況に合わせてどんな人が必要なのかなど、継続して報道すべき。

ヒアリング結果（NPO-2）

●基本情報

調査実施者:佐々木、佐藤

①組織概要(設立、目的、主な活動、予算、人員(専従職員、非専従職員など)など)

○名称	特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク
○部署・肩書き等	理事長
*氏名	川瀬 和敏
○設立年	2005 年 5 月(新潟豪雨の年の 11 月に最初は予定していた)
○目的	災害時にボランティア活動ができるノウハウを蓄積し、人材の育成をはかり、ネットワーク化する事により、安心して安全な社会を構築する。(新潟豪雨で必要性を感じ、中越地震後発足した。)
○主な活動	レスキューストックヤード事業(10トン車1台分の資材を備蓄)／災害先遣隊派遣事業(初動時の資機材、人材派遣、ボランティアセンター立ち上げのコーディネーター)／人材育成事業(ボランティア・リーダー・コーディネーター)
○予算(19 年度)	450 万円(会費、助成金、受託事業)
○人員	専従 1人(事務局)／非専従 2 人／会員は団体(行政系団体、防災関係企業など)個人 60 人
○その他	会員には専門職(レスキュー、メンタルケアなど)の人が多く、社会福祉協議会の職員が多い。

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

○中越地震支援	・川口町の災害ボランティアセンターの立ち上げ、ニーズ把握などの活動を行った。
○レスキューストックヤード事業	・被災地ですぐにボランティア活動が出来るよう資機材を備蓄し、ボランティアセンターに貸与する。現在三条市に 10トン車 1 台分の資機材をストックするヤードがある。
○人材育成事業	・災害ボランティアリーダーやコーディネーターの養成講座を開催。
○情報収集発信事業	・全国の災害ボランティア・災害NPOとの情報交換、災害・防災に関する記録と出版、ITによる広報など。

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○協議会への参加	・現在では協定の締結の事例はないが、行政との協定は必要と考えている。 ・現在は「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」の中で協力し合っている。 ・本会の場合は災害時すぐにレスキューに向かうことが目的なので、動くほうが先。ただし新潟県災害ボランティア活動連絡協議会が作成したハンドブックなどにより、発災より 3～4 日で災害ボランティアセンターの立ち上げも可能に。
----------	--

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○立上げから閉鎖まで	・災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営、閉鎖まであらゆる場面に関与。ノウハウはかなり蓄積され、72時間以内の災害ボランティアセンター設置が可能になった。
○先遣隊	・先遣隊として被災地に入り、災害ボランティアセンターの立ち上げから閉鎖まで関わる。

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○ボランティアセンターとの協力	・現地の災害ボランティアセンターと連携を取りながら、支援物資の搬入、被災家屋からのごみだし、仮設、復興住宅への引越し手伝いなどを行った。
○物資保管	・会として常に備蓄しているが、同時に全国的に呼びかけるネットワークもある。
○行政との連携	・行政との情報交換は必要で、上下関係ではなく信頼関係が大切。

③避難所での支援内容などについて

○設営	・支援物資の搬入、パーティション調達、情報収集・発信などを行った。
○専門性	・避難所では専門知識のあるボランティアが求められ、経験のないボランティアが支援することは難しい(個人情報の処理など)。
○機材・物資	・ニーズを把握し対応することが重要。

④“災害弱者”への支援内容などについて

○ニーズの把握	・避難所に来られない障害者(車椅子生活者など)、閉じこもり、ペットを飼育している人のニーズ把握が必要。
---------	---

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○経験とノウハウ	・様々な経験からノウハウを積み上げてきており、また現場で対応できる人材も育成し、派遣している。結果スムーズに行うことができた。
----------	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○市町村合併	・柏崎市と合併した西山地区では、町事務所の決済権限が小さく、ボランティアの活動時間とミスマッチの廃棄物回収時間の是正など、地域事情に応じて即断ができる体制が必要。
○災害ボランティアセンター	・ニーズ把握のむずかしさ・時々刻々変化する。 ・リスクマネジメント・家屋の危険度判定とのジレンマ、復旧時間のロス ・行政との協働関係・ボランティアと被災住民のコーディネートには行政からの詳細な情報が必須。情報連絡ルールの確立が必要。(勧告解除などの情報伝達など。)
○社会福祉協議会の役割	現地の状況を把握して対応しなければならない。集落によっては30世帯が半分になっている。どう支援するのか課題だ。復興には地域福祉の面から社協が中枢を担うのがよい。県社協と地元社協の連携が必要。

●その他

○物資の処理	・現在、事務所(倉庫のよう)の中はボランティアが使う物資を保管。
--------	----------------------------------

ヒアリング結果（NPO-3）

●基本情報

調査実施者：佐々木、佐藤

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	中越復興市民会議
○部署・肩書き等	事務局長
*氏名	稲垣 文彦
○設立年	2005年5月設立
○目的	中越地震を経て、生活の復興には様々な課題があることを実感し、その課題解決に向けて取り組むための中間支援組織として本会議を立ち上げ、地域が自立して復興へ向かうための手助けをすることが目的。
○主な活動	被災地のボランティアセンターの設置・運営／復興事業（主に中山間地）／中越地震復興活動支援、中越沖地震復興活動支援とともに、復興デザインの提案を研究し情報を発信。 中越地震の際、寄付による中越復興まちづくり基金（3年間で800万円）創設。それを取り崩して変化する被災者（避難所のみならず在宅者も含めて）ニーズに対応できるよう、ボランティア活動の支援を行う。
○予算（何年度）	立ち上げ時は日本青年会議所災害対策活動基金特別会計より2100万円、新潟県の中越大震災復興基金から650万円。その他寄付と委託事業。 19年度は約2000万円の予算。（内訳は、基金や寄付、委託事業など）
○人員	専従職員 4人／非常勤職員 2人
○その他	運営委員：NPO、有識者、行政関係者など

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算（補助金などがあれば具体的に）などについて

○復興支援	・中越地震の復興支援、中越大震災復興基金より年間約1000万円の補助。 ・中越沖地震の際は被災者のニーズ把握は避難所のみならず在宅被災者にも。1週目は生活物資（例えば洗濯石鹸の配布）、2週目は企業からの救援物資などを配布。 ・中越地震で被災した50ほどの中山間地の集落のまちおこし活動。
-------	---

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○協議会への参加	・協定等の締結はなし。 ・新潟県災害ボランティア活動連絡協議会に参加しており、行政等との活動の役割分担や情報の共有を行っている。
----------	---

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○立ち上げ後の支援	・刈羽村で、発災時から災害ボランティアセンターの運営等を支援。 ・災害対策本部メンバーとして、情報、物資などの提供、配分を行う。
-----------	---

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、（他の）NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○被災地での連携	・災害対策本部メンバーとして様々な機関との連携を迅速に行った。 ・現場にいる強みを活かし、県、市町村、災害ボランティアセンターなどへの情報提供、ニーズ把握による物資の依頼と適切な配布などを行った。
○全国的な連携	・全国のボランティア団体、経団連1%クラブとの連携で、被災者ニーズに対してタイムリーな支援の依頼が可能にできた(例:避難所での睡眠が取りやすいようにウレタンマットの寄付など)。 ・各団体が保有している物資、人材の確保、活用が可能に。
○夜警、被災住宅へのブルーシート張り、避難所のみまわり	・(地域住民組織の組織率は高くないが、※カット)消防団により夜警、見回りなどがきめ細かく行なえた。
○生活水の供給	・山古志村の鯉養殖業者から、一日2トンの生活水が供給された。

③避難所での支援内容などについて

○物資	・被災者ニーズに合わせて対応を考え、希望に添えるよう配慮した。例えば、避難所の床に毛布だけでは痛いとの要望に答え企業からウレタンマットを提供してもらうなど。
○避難所運営	・情報、物資の把握と適切な提供。 ・ごみなど衛生関係の支援と被災者の話し相手や体操、茶飲み会開催支援。

④“災害弱者”への支援内容などについて

○高齢者	・専門チームの結成、連携で福祉的な避難所を運営。 ・避難所、仮設住宅、復興住宅などを視野に入れた、継続的な支援。
○女性	・プライベート空間の確保・・・新潟県のダンボール製品製造の企業がダンボール製のパーテーションや組み立て式更衣室・授乳室の寄付。 ・妊産婦のサークルを立ち上げ、助産師さんが入り不安や悩みに対応した。
○子ども	・新潟大学の学生、NPOなどによる子どものストレスケアを、長期的に関係性を構築できるボランティアとして遊びを通して支援。 ・助産師会による避難所での親子関係ストレス、悩み事相談。

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○寝具	・中越地震の経験を活かした時系列でのニーズ把握、ニーズに対応できる物資の収集、配布。 ・避難所での生活が少しでも快適になるよう配慮。ウレタンマットの配布など。
○好評だったもの	・ポータブル洋式トイレ、パーテーション、カセットボンベ、野菜、梅干
○物資の配布	・障害者の作業施設が自力で何とかしようとしたがかなわず、物資を提供した。
○生活用水	・ペットボトルの飲料水は豊富に提供されるが、洗濯などに使う生活用水が不足した。

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○しくみ	・特に中山間地で集落が半分以下に減ってしまった地域の復興などは、行政機関だけにお任せするのではなく自分たちのまちを自分たちでつくるという考え方が重要。中間支援組織が連携、協力して支えていく仕組みが必要。
------	---

●その他

○ニーズ把握と物資の供給	・中越地震に学んだとはいえ、そのつど避難所にいる人が違うのできちんと把握することが必要。 ・自治体の災害対策本部は個人からの差し入れは断り、協定による企業への物資供給依頼を行うことになったが、被災者もボランティアもどこにニーズ表明し、必要物資の手配を依頼できるのかその情報が充分でない。
○障がい者	・日常的なつながりががないので、小規模作業所などへの支援が遅れ気味になる。今回は意識的にニーズ把握にまわった。その結果、全自動洗濯機が使えないため、二層式洗濯機の需要があり、対処できた。
○住宅の応急危険度判定の基準	・ボランティアは青紙の被災住居のみ立ち入りができるが、本当は黄色紙、赤紙の建築物こそ支援が必要。ボランティアはせめて黄色紙の住居に安全対策を行った上で支援が可能になるようすべき。県の判断で、刈羽では建築士の指示のもとに、安全靴を履くなどの安全対策を講じることを条件にボランティアが黄色紙の住居の支援を行った。
○福祉避難所	・紙おむつや、洗濯を行う生活水に困った。刈羽村では山古志村の鯉養殖業者から、1日に2トンの水の供給があった。
○トイレ	・高齢者が多いこともあり、ひざなどに負担のかからない洋式トイレが不足。ポータブルトイレが必要。
○宅地災害	・がけ崩れなどへの対策、支援必要。
○復興スキーム構築	・今後作成されることが求められる。

ヒアリング結果（NPO-4）

●基本情報

調査実施者：中西、荒木

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	特定非営利活動法人 地域循環ネットワーク/TJS 市民ネット
○部署・肩書き等	理事長
*氏名	金子 博
○設立年	地域循環ネットワーク：任意団体設立1997年9月/NPO 法人設立1999年4月 *TJS 市民ネット：2004年の水害と中越地震の後に設立
○目的	地域循環ネットワークは、長岡市を中心に環境保全につながる啓発・実践活動に関する事業を行い、循環型社会づくりに貢献することを目的とする。 *TJS 市民ネットは、労組、NPO、政党が協力して被災者支援を行うことを目的とする。
○主な活動（地域循環ネットワーク）	学校給食調理残さ再生利用事業/わりばしリサイクル事業/エコグリーンクラブ/里道・里山整備事業/かぎの炭焼き工房/廃食油再生利用事業/環境商品の販売
○予算（地域循環ネットワーク：2006年度）	収入 26,512,504 円 支出 23,005,915 円

○人員（地域循環ネットワーク）	理事長1/副理事長1/理事7:以上9名で、企画部・事業部（第1～6）・広報部・渉外部・財務部・総務部・車両保険部を分担し担当
-----------------	--

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

—	—
---	---

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

—	—
---	---

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○ボランティアの受け入れを支援	・社会福祉協議会に連絡し、ボランティアを受け入れるために、連合の柏崎地協をボランティアのサテライトとした。(TJS 市民ネット)
-----------------	--

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○情報連絡	・社会福祉協議会(ボランティアセンター)、新潟 NPO 協会と連絡を取り合った。
○ボランティアの受け入れを支援	・社会福祉協議会に連絡し、ボランティアを受け入れるために、連合の柏崎地協をボランティアのサテライトとした。(TJS 市民ネット)
○復旧活動にボランティアとして参加	・中越沖地震直後の7月21日、長岡市宮本町の瓦解寸前だった陶芸スタジオの解体作業にボランティアとして参加。

③避難所での支援内容などについて

—	—
---	---

④“災害弱者”への支援内容などについて

—	—
---	---

⑤物資の需要、供給、配布などについて

—	—
---	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○NPOの役割	・中越沖地震は自衛隊、日赤の動きが早かった。 ・災害発生後3～4日までは、道路、水、電気などライフラインが寸断された状況で、ボランティアに来られても迷惑。不要な物資も迷惑。行政がマスコミを通じてその点を広報することが必要。 ・専門分野の人、専門的活動をしている団体からの人材派遣が求められている。 ・5日以降には、一般ボランティアの受け入れられる体制ができる。その際、NPOには不特定多数の人を受け入れ、仕事を割り当てるといった、コーディネーターができる人材がいるので活用すべき。 ・災害を経験したNPOが継続的、日常の活動を通してネットワークづくりをすることが大事。
---------	---

ヒアリング結果（NPO－5）

●基本情報

調査実施者：中西、荒木

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	特定非営利活動法人 ヒューマン・エイド22
○部署・肩書き等	代表
*氏名	椎谷 照美
○設立年	2002年3月設立
○目的	0歳からの幅広い子育て支援を展開すること
○主な活動	にいつ子育て支援センター育ちの森の管理運営／災害支援プロジェクト／情報発信／企画／講演会などのイベント
○予算（ 何度）	3400 万円
○人員	正会員・賛助会員
○その他	－

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算（補助金などがあれば具体的に）などについて

○中越地震アンケートの実施と報告書の発行	・中越大震災の際の支援活動の経験から、災害に備えての危機管理や乳幼児およびその家族の支援方法など、様々な教訓を引き出し、活用していくために実施。
○震災フォーラムの実施	・震災フォーラム～子どもを連れての避難・実態と教訓～基調講演「遠隔支援ネットワーク-新しい災害支援スタイルができるまで」NPO 法人 jSI・災害時救援チームグリーンクロス代表の吉村憂希氏 事例報告「被災地の施設の現状」「子どもを連れての避難の現状」「危機管理-乳幼児母子支援」「あらゆる災害を想定して、ボランティアの役割とは」

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○協定はないが協力はある	・震災フォーラム開催にあたり、新潟県・新潟市・新潟市社会福祉協議会より後援。
--------------	--

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

－	－
---	---

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○他の NPO との連携	・スーパーバイザーである NPO 法人 jSI・災害時救援チームグリーンクロス代表の吉村憂希さんより、アドバイスを受ける。
--------------	---

③避難所での支援内容などについて

○子どもと大人に笑顔になってもらいたくて。親子遊びを実施	・被災者に何を必要としているかを聞いたところ、親子遊びの希望が多く、子育て支援関係の公共施設などで、親子遊びを実施。全国から届いたメッセージを手作りメッセージブックに貼って届けた。
------------------------------	--

④“災害弱者”への支援内容などについて

○行政へ提言	・避難所では、乳幼児の過ごす部屋が必要とされていた。授乳やおむつを替えられる場所も必要
--------	---

⑤物資の需要、供給、配布などについて

—	—
---	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○NPO同士の連携	・日常的な連携が大事。NPO は専門的分野を発揮してかかわるべき。また、被災や支援の経験を全国に発信する役割がある。 ・「自分の子どもは自分で守る」という心構えを親たちに伝えること。とくにアレルギー食や離乳食などの確保。 ・支援者を支援する体制づくり:被災地では、支援者も被災している場合が多く、被災地以外の同じ専門職、同じ立場にいる人のフォローは必要。
-----------	---

ヒアリング結果(NPO-6)

●基本情報

調査実施者:中西、荒木

①組織概要(設立、目的、主な活動、予算、人員(専従職員、非専従職員など)など)

○名称	特定非営利活動法人 トライネット
○部署・肩書き等	代表理事
*氏名	西川 紀子(サイカワノリコ)
○設立年	2003 年
○目的	障がいのある人だけでなく 誰もが住み慣れたこのまちで その人らしく生きること を支えあいたいー活動使命(ミッション)
○主な活動	スペース“あると”(生活介護事業)/ヘルパー派遣事業③短期入所サービス/日 中一時支援事業/地域生活いきいき相談/福祉有償運送事業/ちょっぴりサポート (見守り・宿泊・生活サポート)
○予算(2006 年度)	収入 22,305,513 円 支出 20,610,026 円
○人員	理事 11 名 監事 2 名 事務局 5 名 運営委員 5 名
○その他	—

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

—	—
---	---

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

—	—
---	---

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○ボランティアの募集	・障害児をケアできる専門職を求めて災害ボランティアセンターに行ったが、そのような人材が来てくれるかどうか予測できないと、応じてもらえなかった。 ・ボランティアのコーディネートやマッチングが十分にできなかった。 ・災害ボランティアセンターに登録したら独自でボランティアを集めることはやめてほしいと言われた。
------------	--

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○全国のNPO等との日ごろのネットワークで協力「ネットワークはライフライン」	・以前より助成を受けていた日本財団の公益・ボランティア支援チームが直後から入ってくれ、重機を持って救援活動を積極的に展開。その際のチーム拠点としてハウスを開放し、町の拠点となった。 ・県内相談事業者の会議が開かれ相談事業体制が確立。出席した人がトライネットを訪れ屋内の片付けを手伝ってくれ居場所確保できた。 ・「社会福祉法人むそう」と上越市の「NPO 法人りとららふ」から理事長やスタッフが駆けつけてくれ、緊急時だからこそ支援が必要とされていると励まされ、サービス提供を続ける方針を決定。 ・障害者支援は専門性のある人材確保と的確なコーディネートが必要なので、あらゆるネットワークを使い専門性を持つボランティアを募
--	--

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

	集。北海道から大阪まで8月末まで100名を超えるボランティアを集めてくれた。 ・互いの活動方針をよく理解している仲間のNPO法人だからこそ、安心して調整役を任せることができ、「ボランティアの心得」まで作ってくれた。 ・一にも二にも普段からのネットワーク作りが大切だと痛感した。他人に任せることも大事。
○新潟県地域生活支援ネットワーク巡回フォーラム	・「中越沖地震に学ぶ、災害時での地域生活支援」:講演「災害時こそ！ネットワーク！！」の講師を務める。

③避難所での支援内容などについて

○入浴サービス	・福祉避難所の「元気館」の入浴サービスのための人手が不足となり、ネットワークで集めたボランティアを送りこんだ。移送サービスなど、移動の確保ができず利用者はあまりなかった。
---------	---

④“災害弱者”への支援内容などについて

○ニーズ調査	・身近な事業所として、安否確認やニーズ調査をした。ニーズの掘り起こしが必要。
○入浴ツアー	・利用者(障害のある子どもたち)を連れて日帰り温泉へ行った。
○入浴サービス	・灯油ボイラーで入浴できるようになり、地域の幼児のいる親子に開放した。

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○支援物資	・生もの、果物、餃子、クレープ1000枚など、配布するのに困ることも。ネットワークを駆使して配った。
○トイレ	・簡易トイレはユニバーサル型が必要。

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○情報発信することの大切さ	・情報を発信しなければ、支援は来ない。
---------------	---------------------

ヒアリング結果（NPO－7）

●基本情報

調査実施者：中西、荒木

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	特定非営利活動法人 新潟NPO協会
○部署・肩書き等	事務局長
*氏名	富澤 佳恵
○設立年	2002年
○目的	市民が主体となり、誰もが幸せを感じられる社会をつくること
○主な活動	NPO の設立・運営相談、講座開催、NPO 情報サイト運営、地域づくりの支援
○予算（2007 年度）	収入 47,285,968/支出 45,018,000(事業費 40,587,000 一般管理費 4,331,000 予備費 100,000)
○人員	(2006 年度及び 2007 年度)理事19人 監事2人 事務局14人(うち短期4人)
○その他	(2007 年6月30日現在)正会員87人/賛助会員18人/サポートスタッフ80人

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

○ボランティア基金の管理・運営	・2004 年水害にはじまるボランティア活動基金の管理・運営・・・中越地震では助成 NPO の審査、助成のコーディネートなどを行う。
○「中越復興市民会議」の設立・運営に参画	・長岡市民、NPO、青年会議所などと設立した組織。新潟県内外の災害ボランティア・NPOとネットワークして、情報をリンクし、HP にアップ。

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○ボランティア活動連絡協議会	・2005 年、県、社会福祉協議会、NPOなどによる組織に参加。ボランティア活動基金の開設などを行う。
○自治体とは無し	—

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○ボランティアの移送	・ボランティア連絡協議会でボランティアバスを運行。人数の調整、到着後すぐ活動できるようにコーディネーターがバスの中で説明。
○広報	・インターネット、ラジオ、新聞などでボランティアの人数制限を告知。
○情報の共有	・NPOの関係者が必ず各災害ボランティアセンターにいるようにした。

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○各災害ボランティアセンターをつなぐ全体会議	・中越地震は災害ボランティアセンターが10箇所以上あり、情報交換のために必要だった。今回の中越沖地震は4ヶ所だけだったので設けなかった。
○県外から来たボランティア、NPOへ情報提供	・ボランティアが集中した災害ボランティアセンターへ、足りない地区の情報を伝える。
○「ボランティア感謝の集い」への助成や他の助成基金紹介	・松美町内会のひすみ地区で感謝の集い実施。住民のつながりを持たせることと、ボランティアの重要性を再確認してもらう。・ボランティア基金では助成できない案件は、県や共募が行っている他の基金を紹介した。

③避難所での支援内容などについて

○ボランティアを生かし、被災者の迷惑にしないための支援	・ボランティアバスを運行したり、情報提供して、ボランティアを人数制限した。
-----------------------------	---------------------------------------

④“災害弱者”への支援内容などについて

○中間支援組織（連絡会など）への支援	・福祉、子育て、障がい者など、専門分野ごとにできた活動団体の中間支援組織を支援する。例えば、フォーラム開催を助成したり、取材に行くなど。
--------------------	--

⑤物資の需要、供給、配布などについて

—	—
---	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○被災した人・地域間の交流をすすめる	・同じ被災者同士で判り合える事も多い。避難所の快適な暮らし方のような情報も聞ける。
○NPOのネットワーク	・日々報告・連絡しあえる仲でないと、いざという時機能しない。
○災害ボランティア基金	・助成後も相談などに乗るので、ネットワークがしやすい。

ヒアリング結果（NPO－8）

●基本情報

調査実施者：小林

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク
○部署・肩書き等	事務局
*氏名	李 仁鉄 (Lee Jintetsu)
○設立年	2005年設立
○目的	災害時にボランティア活動ができるノウハウを蓄積し、人材の育成をはかり、ネットワーク化する事により、安心して安全な社会を構築する。(新潟豪雨で必要性を感じ、中越地震後発足した。)
○主な活動	レスキューストックヤード事業(10トン車1台分の資材を備蓄)／災害先遣隊派遣事業(初動時の資機材、人材派遣、ボランティアセンター立ち上げのコーディネーター)／人材育成事業(ボランティア・リーダー・コーディネーター)
○予算(何度)	450 万円(会費、助成金、受託事業)
人員	専従 1人(事務局)／非専従 2 人／会員は団体(行政系団体、防災関係企業など)個人 60 人
○その他	会員には専門職(レスキュー、メンタルケアなど)の人が多い、社会福祉協議会の職員が多い。

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算(補助金などがあれば具体的に)などについて

○レスキューストックヤード事業	・被災地ですぐにボランティア活動が出来るよう資機材を備蓄し、ボランティアセンターに貸与する。現在三条市に10トン車1台分の資機材をストックするヤードがある。
○人材育成事業	・災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成講座開催
○情報収集発信事業	・全国の災害ボランティア・災害NPOとの情報交換、災害・防災に関する事柄の記録と出版やITによる広報

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○災害マニュアル	・区(社会福祉協議会)作成の災害マニュアルで、固有名称入りでの紹介などがされた。
○顔が見える関係	・協定等の締結はないが、事前に“顔が見える関係”を築いておくことで、災害時の取組みが円滑に行うことができる。

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

○柏崎災害ボランティアセンター	・コーディネーターとして参画。柏崎市社会福祉協議会の方々と、事前に交流があったため、円滑に行うことができた。
-----------------	--

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、(他の)NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○新潟県との情報交換が不足	・新潟県(災害対策本部)との情報伝達が円滑に行うことができなかった。県からの人員の配置と情報伝達のしくみが必要ではないか。
○他の地域の自治会・町内会	・中越地震の経験から、その被災地の町内会による支援(ボランティア)があった。
○自助・共助・公助のはざま	・自助・共助・公助のはざまや重なる部分があり、その部分の担い手としてNPOの役割があるのではないか。

③避難所での支援内容などについて

○福祉避難所	・福祉避難所の設置については、民間の施設(作業所等)を活用すべきではないか。
○ハード面だけではなく	・現在の支援はハード面が主であり、ケアサポートなどソフト面での支援の強化が必要。

④“災害弱者”への支援内容などについて

○ハード面だけではなく	・現在の支援はハード面が主であり、ケアサポートなどソフト面での支援の強化が必要。
-------------	--

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○正確な情報発信と判断	・“何が必要か”を正確に発信し、必要なものを必要なだけ送り込むことが必要で、人材にも同様なことが言える。
-------------	--

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○NPOのネットワーク	・災害以外の活動を行うNPOがネットワークを組むことで、細かいニーズに対応した支援体制が構築できるのではないか。
○スーパーバイザーの必要性	・災害時に対応する人材として“スーパーバイザー”の育成が必要。各ブロックに3～4人、都市部で10人程度は必要。

ヒアリング結果（NPO－9）

●基本情報

調査実施者：小林

①組織概要（設立、目的、主な活動、予算、人員（専従職員、非専従職員など）など）

○名称	特定非営利活動法人 米ニケーションセンター
○部署・肩書き等	事務局長
*氏名	豊永 有
○設立年	2005年5月設立
○目的	新潟県を中心に農業生産に従事する者と消費者、及び、関連業者に対して、環境保全につながる循環型農業・機能性品種の普及の啓発活動、環境の保全、並びに、米穀検査、及び、災害時の腎臓透析患者等への食糧支援に関する事業を行い、循環型社会形成と災害時の支援に貢献することを目的とする。
○主な活動	災害時の腎臓透析患者等への食糧支援に関する事業を行い、循環型社会形成と災害時の支援に貢献することを目的に設立。「エコ・ライス新潟」や「NPO法人東京腎臓病協議会」と協力のもとに、低たんぱく米の開発、生産、普及活動、自治体議会への陳情などを行う。災害支援物資の賞味期限切れ品を回収、分別し畜産の餌と包装容器はリサイクル、箸・スプーンは再利用している。
○予算（19年度）	200～300万円
○人員	58名（会員数）
○その他	（有）エコ・ライス新潟を母体として、食の問題について取組んでいる。

●被災前情報

①防災に係る活動内容、予算（補助金などがあれば具体的に）などについて

○備蓄食糧の研究・開発	・腎臓病患者への災害時の食糧確保のため、患者団体や専門家・研究者と協力のもとに、低たんぱく米の開発、生産、普及活動などを行う。
-------------	---

②自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○患者団体との協力	・「NPO法人東京腎臓病協議会」との協力のもとに、低たんぱく米の普及を行う。
○研究者との協力	・大学研究者との協力のもとに、低たんぱく米の開発や、学生の参加による被災地復興をかねた農業体験やイベント等の開催を行う。
○自治体との協力	・中越大震災で全国から支援された物資で、賞味期限の切れたアルファ化米、クラッカー、クッキー、乾パンを、長岡市危機管理本部とNPO 地域循環ネットワークと協力し、回収して分別、中身は畜産の餌、包装容器はリサイクル、箸・スプーンなどは再利用している。

●被災以降情報

①「災害ボランティアセンター」等への関与などについて

—	—
---	---

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、（他の）NPO等、地域住民組織との連携、協力などについて

○企業との連携	・主に県内の企業との連携により、物資の収集・提供などを行った。
---------	---------------------------------

③避難所での支援内容などについて

○腎臓病患者への対応	・特に腎臓病患者等の探索を行ったが、事前に患者の把握がされていないなどの課題があった。(新潟県では透析患者への対応は比較的良好であると思われる)
------------	--

④“災害弱者”への支援内容などについて

○腎臓病患者への対応	・特に腎臓病患者等の探索を行ったが、事前に患者の把握がされていないなどの課題があった。
------------	---

⑤物資の需要、供給、配布などについて

○車両規制	・救援物資の運搬において、車両規制により被災地に入れないこともあり、“優先車両”を登録制にするなどの対策が必要ではないか。
○物資の処分	・救援物資の内容(賞味期限など)によっては、処分しなければならないものも少なくなく、必要なものを必要なだけ提供する仕組みと、その処分費用・しくみなどが必要である。

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会や(他の)NPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○調査等の実施	・被災地への調査に関しては、登録制にするなどの規制と円滑な実施が必要である。
---------	--

<社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）>

ヒアリング結果（災害ボランティアセンター-1）

調査実施者：佐々木、佐藤

□対 象	新潟県社会福祉協議会
*氏名	内田 達男（地域福祉課長、ボランティアセンター長）

●基本情報

①設置、運営主体

○ボランティアセンター	設置：昭和 48 年（国の補助で始まる）／運営主体：県社会協議会
-------------	----------------------------------

②人員（職員）数、（受入れた）ボランティア数

○職員	約 40 名（災害時は全員参加）
○ボランティア数	7月から10月末までの総累計27087人（詳細は別紙参照、現地の災害ボラセンでボラ登録後、一定の研修受講を義務付け、ボラ保険）

●被災前情報（事前に「災害ボランティアセンター」として設置が決まっていた場合）

①自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○協定	・協定なし。 ・「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」で協力体制を構築しており、①県ボランティア本部の設置（目標地震発生後3時間以内）にともない職員を派遣し、同本部の運営を支援する、②県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンターなどの支援体制について調整を図るため職員を配置する、ことなどを行う。また、①（目標地震発生後24時間以内の）災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営などにかかわるボランティア需要の把握を行う、②ボランティアの把握にもとづいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要にもとづいた情報の発信を行う（目標地震発生後2日以内）、③駆けつけたボランティアの受け入れ及び登録を行う、④ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。その他、ボランティア需要にもとづいた活動を行う、など。 ・関係機関として県災害対策本部（被災者救援部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、新潟県共同募金会、県内 NPO（NPO 協会、新潟災害ボランティアネットワーク、新潟復興市民会議など）、日本青年会議所、市町村、など。
○協議会	・関係団体による「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」の設立・・・発災時の本部機能を担う、情報受発信、研修
○社会福祉協議会	・関東甲信越ブロックの社会福祉協議会との災害協定締結
○その他	・平時からのネットワークづくりが必要。 ・2005 年、社会福祉協議会、県、日赤、共同募金会、NPOなどで「新潟災害ボランティア連絡会」を立ち上げ、研修、情報発信など、いざという時の本部機能を担う。

③“災害弱者（高齢者、障害者、こども等）”の情報把握、避難体制（、防災訓練）などについて

○情報、ニーズ把握	・現地災害ボランティアセンターに参加している市町村社協、市民団体と連携で情報、ニーズ把握を行う。
○現地ボランティア活動支援	・財政支援（災害ボランティア基金の活用で活動とボラ保険）

○研修	・災害福祉救援コーディネーターの研修や、市町村の社協が動けるマニュアルづくり。
-----	---

④物資の備蓄状況などについて

○備蓄	・社協は現場支援に撤し、救援物資の備蓄は考えていない。物資備蓄などは県が担当、三条市の災害ボランティアネットワークにストックヤードがあり、ボランティア活動に必要な資機材をストックしている。
-----	--

⑤防災訓練などの実施状況などについて

○訓練	・県が主導して行なう。実際の防災訓練は市町村ごとに行なう。炊き出し、無線・ネットの活用など。
-----	--

●被災以降情報

①復旧・復興事業の取組み内容(と派遣先)などについて

○被災者支援	・中越地震以来、生活支援相談員(被災地在住の人を県職員として処遇)を配置し、特に仮設住宅入居後の精神的ケアを中心に、一部就労など自立支援活動の実施。その他仮設内でのお茶のみサロンの開設や日常の相談(特に山間地から市街地の仮設に入居した場合消費者問題に遭遇したり、施設など習慣の違いでのトラブル発生)、イベントのコーディネート。生活支援相談員は柏崎市に17人、刈羽村3人、出雲崎町1人を配置。
○市町村社協の支援	・人材育成と運営支援 一地域の福祉力の回復が目的。

②都道府県、市町村、災害ボランティアセンター、NPO等、地域住民組織等との連携、協力などについて

○広報	・現地社協や災害ボランティアセンターとの連携で、広報発行・配布、ミニコミ誌発行。
○連携促進	・中越地震での経験を活かし被災地社協と県内外社協の連携が促進された。

③避難所への支援内容などについて

—	—
---	---

④“災害弱者”の避難、支援内容などについて

—	—
---	---

⑤物資の需要、供給、配布などについて

—	—
---	---

⑥復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会やNPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○総括コーディネーターとしての県社協の役割	①災害ボランティアの育成(モラル、動機、熱意、信頼関係の構築、県内6大学との連携大学サミット開催) ②個人情報保護の問題 避難所にいる人たちの特定ができない ③外国人の個別ニーズに対応できる避難所設置 ④迅速な災害ボラセンの設置 ⑤災害コーディネーターの育成 ⑥地域産業の少ない刈羽村などの自営業復興支援
○支援	・やっと平常業務に戻りつつあるので、今後積雪量の多い刈羽村など冬季の対策、復興まちづくりを考える。
○物資	・需要把握、供給、配布のシステムの再考(コンビニのシステムの研究)、青年会議所などとの連携強化(経団連1%クラブ)
○メディア	・マスコミのあり方問題や、地元市町村による地域の有線、FM、地元紙と連携して長期的に必要な情報の提供が必要。

<自治体>

ヒアリング結果（自治体－１）

調査実施者：佐々木、佐藤

□対 象	新潟県県民生活課社会活動推進係／防災局防災企画課防災事業係
*氏名	清野 一善 係長／成海 正幸 主任

●基本情報

①人口（年齢別、性別等）、職員数、NPO法人等の数、地域住民組織・自主防災組織の数

○人口（年齢別、性別）	2,408,744 人/男性 1,164,894 人/女性 1,243,850 人
○自治体職員数	約 7,000 人
○（当該自治体内の）NPO法人数	443 法人（長岡市 42、出雲崎町 1、柏崎市 7、刈羽村 0）
○（当該自治体内の）地域住民組織・自主防災組織数	県内自主防災組織 2194 組織
○その他	

②被災の状況

○被災者数（死亡、けが人、（年齢、性別、地域別）など）	・県累計：死亡14人/重軽傷2315人/県内詳細は別紙参照 ・柏崎市：死亡13人/重軽傷1664人 ・長岡市：死亡0/重軽傷243人 ・出雲崎町：死亡0/重軽傷10人 ・刈羽村：死亡1人/重軽傷116人
○倒壊家屋数（全壊、半壊、一部損壊、（地域別、形態）など）	・県累計：全壊1244棟/大規模半壊825棟/半壊4431棟/一部損壊34139棟 ・柏崎市：全壊1034棟/大規模半壊643棟/半壊3506棟/一部損壊22234棟 ・長岡市：全壊10棟/大規模半壊27棟/半壊419棟/一部損壊5394棟 ・出雲崎町：全壊17棟/大規模半壊16棟/半壊112棟/一部損壊1382棟 ・刈羽村：全壊166棟/大規模半壊136棟/半壊305棟/一部損壊650棟
○被災額（総額、部門別、など）	・被害見込み総額：1.5兆円（内訳 建築物：2000億円/インフラ関係：700億円/商工関係：3000億円/農林水産関係：400億円/ライフライン：100億円/その他：8800億円）

●被災前情報

①自主防災組織等の数、活動内容などについて

○自主防災組織の数	・2194 組織
○自主防災組織の活動内容（防災訓練、避難所の運営・管理、物資の保管、など）	・防災訓練、防災啓発、防災資材の購入、点検など
○自主防災組織への自治体による補助（資金、物資、など）	・市町村による補助事業を実施
○その他、自主防災組織に関する（特記）事項	・全国に比べ組織率は低い、堅固なコミュニティがあり組織の土台はすでにある。・組織を増やすだけでなく活動内容を充実させることが必要と考える。

②他の自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○「災害協定」など、自治体間協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・北海道、東北8道県/長野/富山/石川/兵庫/山形/5県協定福島/茨城/栃木/群馬/新潟/全国知事会会長及び各ブロック知事会会長
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、社会福祉協議会などとの協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・あり
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、NPO団体などとの協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・NPO法人にいがた地域創造センター/NPO法人新潟県砂防ボランティア協会/NPO法人など、NPO団体などとの協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など ・災害救助犬協会新潟/NPO法人コメリ災害対策センター など ・「コメリ」は今回ホームセンターの利点を活かした物資の供給、運送に活躍した。
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、上記以外の団体との協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・各種団体、企業など45団体と協定締結。平成7年から始まり平成16年の東日本大震災を期に、団体側から協定締結の要望が増えた。
○その他、協定などに関する(特記)事項	・協定によって、動きやすい、分担しやすい、頼みやすいなどの利点がある。

③“災害弱者(高齢者、障害者、子ども等)”の情報把握、避難体制(、防災訓練)などについて

○いわゆる“災害弱者”の把握の有無、内容(高齢者、障害者、子ども等)、数、など	・災害弱者の全体数の把握は難しい。・高齢者、障害者に対してそれぞれ対応をしている。・子どもに対する具体的な対策がなかった。・主に市町村、防災関係機関(消防、社協など)、介護保険事業者、社会福祉施設、地域住民(民生委員、自治会など)などが把握。
○いわゆる“災害弱者”の避難体制、防災訓練などの有無、内容、など	・同上。
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	・災害弱者に子どもも入ると思うが、その対策は難しい。・宿泊施設の確保、応急仮設住宅でのバリアフリー化等配慮、公営住宅などの確保、巡回による健康・栄養相談、心のケア、訪問看護など、生活資金など貸与、積雪期の対応、外国人への防災教育(言語、生活習慣、防災意識の違いによる孤立防止)、外国語による災害情報などの提供・相談体制、などが必要。

④物資の備蓄状況などについて

○備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・物資の備蓄は行なっている。備蓄内容はアルファ米、乾パン、飲料水、ブルーシート、簡易トイレなど。備蓄箇所は新潟市、上越市、佐渡市、長岡市。
○アレルギー疾患や糖尿病患者などへの特別に配慮した備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・低タンパク米合計 5,000 食を県内 4 箇所に備蓄。
○その他、物資の備蓄に関する(特記)事項	・避難所でのプライバシー保護のため、ダンボール製の仕切り(パーテーション、個室タイプ)などを確保。

⑤防災訓練などの実施状況などについて

○防災訓練の有無、回数、箇所、内容、など	・18年度に訓練 12 回/研修 4 回—内容:水防訓練、土砂災害、非常通信訓練、県総合防災訓練、原子力防災訓練、地震防災訓練、津波情報伝達訓練など・19年度に訓練 3 回を予定していたが東日本大震災のため中止
○その他、防災訓練に関する(特記)事項	・災害対策本部機能を東日本大震災の後見直し、組織(課、部署)で担当を役割分担していたものを、指名制(個人の担当を明確にする)にしたことにより、初動までの時間が短縮でき、早い対応ができた。・東日本大震災の経験を踏まえ地域防災計画の見直しの実施。(関係機関が果たす役割や時間経過を踏まえた達成目標等を明記など)

●被災以降情報

中越沖地震による、

①復旧・復興事業(支援策等含む)の取組み内容と事業費などについて

○復旧事業の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・調査中(復旧・復興はこれから)
○復興事業(支援策含む)の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・新潟県中越沖地震災害対策本部の被災者生活再建一住宅、経済面(貸付、軽減など) ・(財)新潟県中越沖地震復興基金による復興のための事業補助(ボランティア活動の支援なども含まれている。)
○その他、復旧・復興事業に関する(特記)事項	・被災者の生活再建、今後のまちづくりの構想や視点の必要性

②(①のうち)NPO等が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・把握していない。
○復興事業(支援策含む)のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・把握していない。
○その他、復旧・復興事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	・把握していない。

③(①のうち)地域住民組織(自主防災組織・自治会等)が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・把握していない。
○復興事業(支援策含む)のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・把握していない。
○その他、復旧・復興事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	・把握していない。

④(他の)都道府県、市町村、災害ボランティアセンター(、NPO等、地域住民組織)との連携、協力などについて

○都道府県との連携・協力の内容、団体名、など	・ブロック協定、全国協定、個別協定など、詳細は別紙。 ・協定にもとづかない自治体職員の活動も多かった。
○市町村との連携・協力の内容、団体名、など	・把握していない。
○災害ボランティアセンターとの連携・協力の内容、団体名、など	・協力団体:県及び市町村社会福祉協議会、にいがた災害ボランティアネットワーク、青年会議所新潟ブロック、中越復興市民会議、新潟大学、など
○NPO等との連携・協力の内容、団体名、など	・災害救援、復旧、避難所運営、個別ニーズの掘り起こしと対応(こどものケア・遊び相手など)、救援物資の配送支援、衛生面(ごみ)などの手伝い、引越し手伝い、ミニデイ、お茶会など交流居場所づくり。

○地域住民組織との連携・協力の 内容、団体名、など	・把握していない。
○その他、連携・協力に関する(特 記)事項	・(社)日本水道協会による修繕、応急給水など。・(財)女性財団による神戸など他県との経験 交流、避難所運営へなどへ女性の視点反映(夜警、プライバシー保護、子育て家庭のニーズ)、 早期の全国規模での基金や寄付など義援金依頼。

⑤避難所の設置数・場所・運営主体・支援内容などについて

○避難所の有無、設置数、設置 場所(施設)、運営主体、運営・支 援内容、など	・数などの把握は市町村 ・設置施設:公共施設、教育施設、福祉施設、コミュニティ施設、公営 宿泊所 ・中越地震時より小規模(500人くらい)の避難所運営に、その分設置数増加。
○その他、避難所に関する(特記) 事項	・主にコミュニティセンター、小学校、保育所、公的施設が使われた。 ・今回初めて福祉避難所 の設置、プライバシーの確保(パーテーションや授乳室など) ・7月の猛暑への対策に避難所で の水柱の活用。

⑥“災害弱者”の避難、支援内容などについて

○“災害弱者”への避難支援の内 容、など	・高齢者:福祉避難所設置、旅館への一時宿泊、在宅高齢者全員訪問調査実施 ・障害者:相 談支援センター立ち上げ、緊急入所案内、身体・知的障害福祉施設への支援 ・障害者相談支 援センターの設置、手話通訳、緊急入所 ・福祉避難所のうちの1ヶ所に人工透析患者用避難 所設置
○“災害弱者”への避難所での支 援内容、など	・高齢者:健康相談、入浴介助、健康体操指導 ・保健師による健康相談・健康管理、福祉ボラ ンティアによる介助、こころのケア
○その他、“災害弱者”に関する (特記)事項	・高齢者に対する対策は進んでいるが、障害者、特定疾病の方への対策は課題 ・在宅者、施設入所者への支援・ニーズ調査、こころのケア対策(ケアホットライン、訪問ケア、精 神科医療の確保、関係者への研修)、災害派遣医療チームの活動、医療救護班、歯科医療救 護班、外国人への対応 など

⑦物資の需要、供給、配布などについて

○物資の需要の把握、供給体制、 人員、配布内容、配布先、など	・過去の水害、阪神淡路大地震、中越地震の経験を活かし、物資の需要・供給・配布について は、システムが整い、管理、調整、流通まで、ある程度はマニュアル化されている ・24時間体制の人員配置で必要物資のオーダーを把握。企業等との協定を活用した供給、主な 配布内容はブルーシート、衣類、ウェットティッシュなど。
○その他、物資の需要、供給、配 布に関する(特記)事項	・個人からの救援物資は遠慮した。 ・企業との協定によるリストアップ方式は有効。 ・物資供給 だけでなく、生協、日通、赤帽など流通業の運搬車・ドライバー、配送センター、作業ロボットの活 用(中越のときは大型トラックが多く、小回りがきかなかった)で流通システムの改善。

⑧復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会やNPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○復旧・復興に係る自治体として の課題、など	・時系列で被災者ニーズを把握し、適切な人材派遣、支援を提供する。 ・被災者の生活再建 (復興住宅のあり方など)、中山間地の部落やコミュニティ消滅の救済、地域活性化のスキーム、 などが必要。
○復旧・復興に係る社会福祉協 議会、NPO等、他の自治体、政 府との連携・協力に係る課題、など	・調査中
○その他、課題、要望、など	発災時の課題として、災害ボランティアセンターの設立・運営する体制の整備。など

ヒアリング結果（自治体－２）

調査実施者：佐々木、佐藤

□対 象	長岡市 危機管理防災本部／福祉保健部福祉総務課／ 市民協働部市民活動推進課市民センター／長岡市社会福祉協議会
*氏名	相田祝司 特命主幹／佐藤正夫 課長／芳賀 代志栄 市民センター長／ 本間 和也 主査

●基本情報（平成 19 年 10 月 1 日現在）

①人口（年齢別、性別等）、職員数、NPO法人等の数、地域住民組織・自主防災組織の数

○人口（年齢別、性別）	281,559 人（男性 137,583 人/女性 143,976 人）
○自治体職員数	2,796 人（男性 1,832 人/女性 964 人）
○（当該自治体内の）NPO法人数	認証：41／申請中：2／計：43/任意団体も入れると約 250 団体
○（当該自治体内の）地域住民組織・自主防災組織数	町内会：910 組織/自主防災組織：307
○その他	—

②被災の状況（平成 19 年 10 月 1 日現在）

○被災者数（死亡、けが人、（年齢、性別、地域別）など）	・死亡：0 人 ・重軽傷：243 人
○倒壊家屋数（全壊、半壊、一部損壊、（地域別、形態）など）	・住家：全壊 10/大規模半壊 26/半壊 406/一部損壊 5173/非住家被害：2018
○被災額（総額、部門別、など）	・推計 800 億円/住家：700 億円/公共施設、商工業：100 億円

●被災前情報

①自主防災組織等の数、活動内容などについて

○自主防災組織の数	・2006 年：186/2007 年：307/新潟県とコミュニティ復興基金で組織化支援
○自主防災組織の活動内容（防災訓練、避難所の運営・管理、物資の保管、など）	・具体的な活動をしているのは約 140 組織ほど ・避難所開設訓練、AED 講習などを実施 ・ヘルメット、資機材、要援護者のためのリヤカー、自家発電機、投光機などを備蓄
○自主防災組織への自治体による補助（資金、物資、など）	・年1回の報奨金 加入が 100 世帯以下：20,000 円/101～200 世帯：25,000 円/201～300 世帯：30,000 円/301 世帯～：35,000 円
○その他、自主防災組織に関する（特記）事項	・2007 年度まで市単独事業として新規組織立ち上げ支援を行っていたが、今後は県の復興基金で対応。

②他の自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○「災害協定」など、自治体間協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・自治体間協定 10（災害時相互応援、電子データバックアップ、光ケーブルなど） ・民間企業 40（医薬品、食料品、放送、福祉法人、復旧関連など）
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、社会福祉協議会などとの協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・地域防災計画（2006 年見直し）に災害ボランティアセンターの設置、人材育成等の責務が明記された。 ・社協とは協定ではなく協働という形をとっている。

○「災害協定」、「ボランティア協定」など、NPO団体などとの協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・3組織(社団法人、農業女性団体など):生活物資の供給。 ・NPO などとの連絡協議会は現在検討中。 ・人材育成としては(社)中越防災安全推進機構に出資し、防災リーダーとなる「中越市民防災安全士」の育成を行う。(現在 105 人)
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、上記以外の団体との協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・詳細は別紙参照。40 団体/締結団体:企業、協同組合、共済組合、福祉もしくは医療法人など。 ・内容:生活物資の供給など ・今回はセブンイレブン(弁当など食料)、コカコーラ(飲料水)などが有効だった。
○その他、協定などに関する(特記)事項	—

③“災害弱者(高齢者、障害者、子ども等)”の情報把握、避難体制(、防災訓練)などについて

○いわゆる“災害弱者”の把握の有無、内容(高齢者、障害者、子ども等)、数、など	・同意方式による名簿の作成(要援護者 9748 人(うち要介護度 3 以上の高齢者 4655 人)のうち、個人情報の事前提供同意者 3236 人。未同意で避難情報発令時に提供可の人 1419 人)、未同意地区(1419 人)に関しては災害発生時に自主防災会、民生委員、社協、消防団、地域包括支援センター、警察などに開示閲覧、名簿は毎年見直し。・基本は地域の自主的な名簿作成(地図に色分け)、安否確認は民生委員が市に報告、中越沖地震の際に午前 10 時発災で午後4時には安否確認が終了している。・今後地域包括支援センターも重要な役割
○いわゆる“災害弱者”の避難体制、防災訓練などの有無、内容、など	・外国人の参加促進。 ・水害を想定して把握するための名簿:時間的余裕があり避難誘導に生かせる。 ・地震では安否確認と一人で避難できない人への対応。
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	・避難所や防災ハンドブックに外国語表示、避難時に簡単に優しい日本語で話す。生活習慣の違いがあり外国人のための避難所の必要性あり。 ・各地の自主防災組織が確実な情報をもっている。

④物資の備蓄状況などについて

○備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・拠点避難所、救護所、地区防災センター32 箇所に備蓄 ・毛布、医療資機材、ダンボール製更衣室・授乳室、民間流通在庫の活用
○アレルギー疾患や糖尿病患者などへの特別に配慮した備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・特にしていないが、必要に応じ対応する。
○その他、物資の備蓄に関する(特記)事項	・拠点備蓄所の鍵を複数で管理し、災害時の対応を早める工夫をした。

⑤防災訓練などの実施状況などについて

○防災訓練の有無、回数、箇所、内容、など	—
○その他、防災訓練に関する(特記)事項	・外国人も災害弱者ととらえ避難訓練体験を通し、文化と言葉の違いを互いに理解する機会とする。

●被災以降情報

中越沖地震による、

①復旧・復興事業(支援策等含む)の取組み内容と事業費などについて

○復旧事業の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・詳細に関しては別紙参照。災害救助法の適用など。
○復興事業(支援策含む)の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・避難所開設、支所への応援体制、入浴施設の開放、家屋被害調査、保健師による被災者健康調査、避難所救護、他自治体への職員派遣、物資支援、廃棄物収集運搬、被災者支援、広報発行、など。
○その他、復旧・復興事業に関する(特記)事項	・合併による地域事情の多様性に対応できる施策が必要。 ・中越地震からの復興が未完(山古志村などの村民対象の復興住宅への転居がやっと終わったような状態、集落の復興など課題多い。)

②(①のうち)NPO等が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○復興事業(支援策含む)のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・把握していない。交通費支給の事業はある。
○その他、復旧・復興事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

③(①のうち)地域住民組織(自主防災組織・自治会等)が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○復興事業(支援策含む)のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

④(他の)都道府県、市町村、災害ボランティアセンター(、NPO等、地域住民組織)との連携、協力などについて

○都道府県との連携・協力の内容、団体名、など	—
------------------------	---

○市町村との連携・協力の内容、団体名、など	—
○災害ボランティアセンターとの連携・協力の内容、団体名、など	・31の地区社協が把握。一人暮らしの高齢者の食事、送迎など。
○NPO等との連携・協力の内容、団体名、など	—
○地域住民組織との連携・協力の内容、団体名、など	—
○その他、連携・協力に関する(特記)事項	・柏崎市へ支援に入った。職員派遣:962人の保健師、31人の看護師を派遣。 ・物資支援(簡易トイレなど)、廃棄物処理など。

⑤避難所の設置数・場所・運営主体・支援内容などについて

○避難所の有無、設置数、設置場所(施設)、運営主体、運営・支援内容、など	・設置数:20ヵ所／設置場所:長岡他6ヵ所／運営主体:市／運営:運営委員会
○その他、避難所に関する(特記)事項	・運営主体は市が担った。 ・地域住民と共同で運営に当たった。 ・全避難所に市の職員が張り付き、様々なニーズに対応した。

⑥“災害弱者”の避難、支援内容などについて

○“災害弱者”への避難支援の内容、など	・高齢者に対して配食、見守り、訪問など ・障害者の方へは生活相談支援センターで対応
○“災害弱者”への避難所での支援内容、など	—
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	・心のケアを健康課で対応。主に仮設住宅に入ってから対応が始まる。時間経過をみながら多面的・複合的に考えていく。 ・生活習慣の違いがあり外国人のための避難所の必要性あり。

⑦物資の需要、供給、配布などについて

○物資の需要の把握、供給体制、人員、配布内容、配布先、など	・個人からの物資は受けない事で管理が容易になった。
○その他、物資の需要、供給、配布に関する(特記)事項	・更衣室の設置、電話、トイレ、スロープ設置などが改善された。

⑧復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会やNPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○復旧・復興に係る自治体としての課題、など	・これから冬に向けもう一度見直し、対応を考えたい。
○復旧・復興に係る社会福祉協議会、NPO等、他の自治体、政府との連携・協力に係る課題、など	・市民活動を大切にNPOの自立を目指している。それぞれが独立した団体として連携、協力していけるか課題。
○その他、課題、要望、など	—

ヒアリング結果（自治体－３）

調査実施者：中西、荒木

□対 象	柏崎市 市民生活部防災・原子力課防災班／市民生活部市民活動支援課支援係
*氏名	植木 和明 係長／鳥島 一弘 係長

●基本情報

①人口（年齢別、性別等）、職員数、NPO法人等の数、地域住民組織・自主防災組織の数

○人口（年齢別、性別）	・総人口 93,336 人/女性 47,373 人/男性 45,963 人
○自治体職員数	・1,076 人
○（当該自治体内の）NPO法人数	・7 団体
○（当該自治体内の）地域住民組織・自主防災組織数	・住民組織：302/自主防災組織：85
○その他	—

②被災の状況

○被災者数（死亡、けが人、（年齢、性別、地域別）など）	・死亡：14人（うち刈羽村1人：女性6人/男性7人）・40代・50代・60代：各1人/70代：7人/80代：3人・けが人：1,664人（重傷：191人/軽傷：1,473人）
○倒壊家屋数（全壊、半壊、一部損壊、（地域別、形態）など）	・全壊：1,049/大規模半壊：668/半壊：3,704/一部損壊：22,052
○被災額（総額、部門別、など）	：総額：220,176,134/住家：160,211,000/非住家：15,095,000/公共施設：4,131,582/文教施設：414,851/土木：26,004,508/農林水産施設：7,692,693/ガス：5,113,000 水道：1,513,500（千円）

●被災前情報

①自主防災組織等の数、活動内容などについて

○自主防災組織の数：	・85（組織率 40.9%）
○自主防災組織の活動内容（防災訓練、避難所の運営・管理、物資の保管、など）	・各自主防災組織ごとに手引きにそって活動計画をつくっている。 ・避難所の運営はマニュアルに基づき市が運営。
○自主防災組織への自治体による補助（資金、物資、など）	・補助金：1 団体 20 万円プラス世帯数によって加算される。
○その他、自主防災組織に関する（特記）事項	・高齢化している地域や共同住宅などでは組織化が難しい。

②他の自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○「災害協定」など、自治体間協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・全国青年市長（いわき市ほか 56 市）/近隣市町村/北関東新潟地域61市町村/姉妹都市（東村山市、三重県桑名市）/柏崎郵便局/FM ピッカラ/柏崎農協/建設業協会/柏崎市、刈羽郡医師会/公共の宿など
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、社会福祉協議会などとの協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・協定はないが日常的に連携している。 ・市の福祉課と社協が災害ボランティアセンターをつくることを事前に協議している。

○「災害協定」、「ボランティア協定」など、NPO団体などとの協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	・各 NPO は、災害の専門ではないので協定はない。
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、上記以外の団体との協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	・ガス会社同士が協定を結んでいる。
○その他、協定などに関する(特記)事項	・今後は(株)ブルボンと救援物資提供の協定を考えている。

③“災害弱者(高齢者、障害者、子ども等)”の情報把握、避難体制(、防災訓練)などについて

○いわゆる“災害弱者”の把握の有無、内容(高齢者、障害者、子ども等)、数、など	・福祉部局と防災部局とで要援護者リスト(要介護者・障害者)を作成している。 ・子どもについてはない。
○いわゆる“災害弱者”の避難体制、防災訓練などの有無、内容、など	・災害弱者だけを対象とした訓練はないが、総合防災訓練(昨年 2 回)の中では町内会とともに地域の要援護者の安否確認や避難を実施した。・昨年から、各自主防災組織(町内会)に要援護者と地域支援者を決めた名簿を本人の同意を得てつくってもらうようお願いしている。一部実施している。
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	—

④物資の備蓄状況などについて

○備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・別表：県の指針をもとに備蓄しているが目標量まではいっていない。
○アレルギー疾患や糖尿病患者などへの特別に配慮した備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・なし
○その他、物資の備蓄に関する(特記)事項	・直後は乾パンでもいいが、食べ続けることは厳しい。炊き出しや支援物資など、おいしい方を食べる傾向はある。

⑤防災訓練などの実施状況などについて

○防災訓練の有無、回数、箇所、内容、など	・昨年 2 回実施(松波地区・北条地区)
○その他、防災訓練に関する(特記)事項	—

●被災以降情報

中越沖地震による、

①復旧・復興事業(支援策等含む)の取組み内容と事業費などについて

○復旧事業の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
-----------------------------	---

○復興事業(支援策含む)の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業に関する(特記)事項	・9月1日復興支援室を発足した。

②(①のうち)NPO等が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○復興事業(支援策含む)のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

③(①のうち)地域住民組織(自主防災組織・自治会等)が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○復興事業(支援策含む)のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・商店街「笑福市」、各コミュニティや町内会で「まつり」、「震災フォーラム」、「復興はハローウィン」、「感謝の集い」などを行う。(補助金または中越大震災復興基金)
○その他、復旧・復興事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

④(他の)都道府県、市町村、災害ボランティアセンター(、NPO等、地域住民組織)との連携、協力などについて

○都道府県との連携・協力の内容、団体名、など	・県の職員が対策本部や避難所に入って支援した。
○市町村との連携・協力の内容、団体名、など	—
○災害ボランティアセンターとの連携・協力の内容、団体名、など	・社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げた。対策本部に社協も入っていた。
○NPO等との連携・協力の内容、団体名、など	・県内外からNPOスタッフが災害ボランティアセンターでボランティアのコーディネーターを担った。・県内外からのボランティアをシャトルバスで送迎した。

○地域住民組織との連携・協力の 内容、団体名、など	・北条地区では、地区住民の安否確認や炊き出しを自主的に実施。必要な物資を集約して情報を市に提供した。
○その他、連携・協力に関する(特記)事項	・自衛隊が多大な支援を行った。給水・入浴・炊き出し・家屋の倒壊防止など ・日ごろの近所付き合いや町内会の活動が活発なところ、町内会長さんなどリーダーがいるところは動ける。

⑤避難所の設置数・場所・運営主体・支援内容などについて

○避難所の有無、設置数、設置場所(施設)、運営主体、運営・支援内容、など	・106 箇所(市設置 82・自主避難所 24)市設置には市職員 2 名(当初毎日交代その後、固定していった)県の職員(3 日交代)地域と地域のコミュニティ会長や町内会長等が運営主体となった。避難所マニュアルもあるが、刻々と状況が変化するので、そのとき必要なことを決めて掲示するなど、ケースバイケースで対応した。・コミュニティセンター長や町内会長などがリーダーとなれるのが理想だがそうでない場合がある。・NPO スタッフとコミュニティ代表者が主導権争いになることもあった。
○その他、避難所に関する(特記)事項	・当初は誰が被災者なのかボランティアなのか市の職員なのかわからない状態だった。しばらくして身分がわかる腕章をつけるようになった。

⑥“災害弱者”の避難、支援内容などについて

○“災害弱者”への避難支援の内容、など	・トイレが使えない、暑さで体調を崩した人、夜間泣いてしまう乳幼児などを「福祉避難所」(福祉施設など 6 箇所設置)へ入所させた。(各施設とは今年、協定を結ぶことを検討していた。まだ結んでいなかった。)・県から、外部の福祉法人・団体等への人的派遣依頼をしてもらった。・コーディネーターは日ごろは施設長・事務長・介護総括主任をしている人。・介護にあたったのは、生活相談員や介護支援専門員など。・必要に応じて特養、病院、障害者施設など適切な機関へ確実に引き継いだ。
○“災害弱者”への避難所での支援内容、など	・日赤医療チームが早期に入った。・外部の福祉施設の職員が支援に入ってくれた。学校の先生に協力を求め、子どもについては日中、学校の教室で預かってもらった。
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	—

⑦物資の需要、供給、配布などについて

○物資の需要の把握、供給体制、人員、配布内容、配布先、など	・当初は道路状況が悪くトラックも確保できず配送できなかった。・自衛隊の給水・炊き出しがありがたかった。・道路が復旧した後は 1 日 2 回の物資の配送を行った。道路復旧は業者に一任することでスムーズに進んだ。
○その他、物資の需要、供給、配布に関する(特記)事項	・道路状況が悪く遠いところへは物資が届けられない。道路の早期復旧が何よりも必要。・個人からの支援物資は断った。

⑧復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会やNPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○復旧・復興に係る自治体としての課題、など	・ボランティアの受け入れ態勢の整備と住民ニーズの掘り起こし(アンケートをとっても出てこない)が課題
○復旧・復興に係る社会福祉協議会、NPO等、他の自治体、政府との連携・協力に係る課題、など	・前回の中越地震でできた「復興支援会議」のような民間組織ができないかなと期待している。
○その他、課題、要望、など	—

ヒアリング結果（自治体－４）

調査実施者：中西、荒木

□対 象	刈羽村 総務課（刈羽村社会福祉協議会）
*氏名	安達 勇 参次（廣川 武司 会長／佐藤 葉子 主事）

●基本情報

①人口（年齢別、性別等）、職員数、NPO法人等の数、地域住民組織・自主防災組織の数

○人口（年齢別、性別）	・2007年3月現在：4997人（男：2519/女：2478） ・年齢別（平成17年国勢調査より）0～19歳 877/20～59歳 2347人/60～79歳 1202人/80歳～380人
○自治体職員数	・87人
○（当該自治体内の）NP ○法人数：	・0
○（当該自治体内の）地 域住民組織・自主防災 組織数	・20町内会（自主防災組織も兼ねる）
○その他	—

②被災の状況

○被災者数（死亡、けが 人、（年齢、性別、地域 別）など）	・死亡1人/けが116人
○倒壊家屋数（全壊、半 壊、一部損壊、（地域別、 形態）など）	・（住宅1333棟のうち）全壊166棟/大規模半壊136棟/半壊304棟/一部損壊651棟
○被災額（総額、部門 別、など）	・総額246億1790万円

●被災前情報

①自主防災組織等の数、活動内容などについて

○自主防災組織の数	・20
○自主防災組織の活動 内容（防災訓練、避難所 の運営・管理、物資の保 管、など）	—
○自主防災組織への自 治体による補助（資金、 物資、など）	・セーフティーコーン、誘導灯、発電機（復興基金で購入予定）、（各戸防災無線、村内無料電話）など。
○その他、自主防災組織 に関する（特記）事項	—

②他の自治体や社会福祉協議会、NPO等との「災害協定」、「ボランティア協定」などの締結、内容などについて

○「災害協定」など、自治体間協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	—
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、社会福祉協議会などとの協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	—
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、NPO団体などとの協定の締結の有無、数、締結団体、内容、など	—
○「災害協定」、「ボランティア協定」など、上記以外の団体との協定締結の有無、数、締結団体、内容、など	—
○その他、協定などに関する(特記)事項	—

③“災害弱者(高齢者、障害者、こども等)”の情報把握、避難体制(、防災訓練)などについて

○いわゆる“災害弱者”の把握の有無、内容(高齢者、障害者、こども等)、数、など	・高齢者:班長が把握、リスト作りは検討中。保健士が把握。 ・こども:保育所、学校で把握。
○いわゆる“災害弱者”の避難体制、防災訓練などの有無、内容、など	—
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	—

④物資の備蓄状況などについて

○備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	・公共の食糧備蓄はない。食品生産者が多く、県の備蓄目標以上の個人備蓄ある。 ・役場に、毛布、トイレ、土嚢。
○アレルギー疾患や糖尿病患者などへの特別に配慮した備蓄物資の有無、備蓄内容、備蓄量、備蓄箇所、など	—
○その他、物資の備蓄に関する(特記)事項	—

⑤防災訓練などの実施状況などについて

○防災訓練の有無、回数、箇所、内容、など	・原発の防災訓練を1年おき実施。
----------------------	--

○その他、防災訓練に関する (特記)事項	—
-------------------------	---

●被災以降情報

中越沖地震による、

①復旧・復興事業(支援策等含む)の取組み内容と事業費などについて

○復旧事業の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・復旧査定終了し、これから工事にかかる。
○復興事業(支援策含む)の事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業に関する(特記)事項	—

②(①のうち)NPO等が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・村内の業者、柏崎市の業者に依頼して仮復旧した。
○復興事業(支援策含む)のうち、NPO等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業のうち、NPO等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

③(①のうち)地域住民組織(自主防災組織・自治会等)が実施した事業とその事業費などについて

○復旧事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	・神社、コミュニティ施設の修理は、運営集落が村へ、村から県へ要請・・・中越地震基金は3/4の補助(最高2千万)を受けられた。
○復興事業(支援策含む)のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業名と内容、事業費(補助、自費など)の額	—
○その他、復旧・復興事業のうち、地域住民組織等へ委託等により行った事業に関する(特記)事項	—

④(他の)都道府県、市町村、災害ボランティアセンター(、NPO等、地域住民組織)との連携、協力などについて

○都道府県との連携・協力の内容、団体名、など	・県職員が避難所の泊まり(毎日交代)
------------------------	--------------------

○市町村との連携・協力の内容、団体名、など	—
○災害ボランティアセンターとの連携・協力の内容、団体名、など	・中越復興市民会議がリーダーとなってくれた。・災害ボランティアセンターも、災害対策会議に加わったことで仕事の分担ができた。
○NPO等との連携・協力の内容、団体名、など	・ボランティアの身分証明のため、社福の認証印入り名札をつけ、住民にもそのことを知らせた。ボランティアが地区を回って住民意見を収集してもらった。
○地域住民組織との連携・協力の内容、団体名、など	・被害状況を示してもらった。 ・消防団が1週間活躍。
○その他、連携・協力に関する(特記)事項	・黄札の半壊家屋は、建築士(村が委託)の判断でボランティアが入り、家財持ち出し、倒壊塀の撤去ができるようにした。 ・避難所の仮設トイレは長岡市の業者に依頼。

⑤避難所の設置数・場所・運営主体・支援内容などについて

○避難所の有無、設置数、設置場所(施設)、運営主体、運営・支援内容、など	・6ヶ所: 地区の集会所(含体育館)5箇所と文化ホール。 ・運営主体: 村/運営: 県職員・ボランティア
○その他、避難所に関する(特記)事項	—

⑥“災害弱者”の避難、支援内容などについて

○“災害弱者”への避難支援の内容、など	・高齢者、体の不自由な方は、福祉避難所へ
○“災害弱者”への避難所での支援内容、など	—
○その他、“災害弱者”に関する(特記)事項	—

⑦物資の需要、供給、配布などについて

○物資の需要の把握、供給体制、人員、配布内容、配布先、など	・食糧: 集落の区長が把握し、住民に取りに来てもらった。・ボランティア: リーダーがさばいてくれた。・水: 県から届いた。
○その他、物資の需要、供給、配布に関する(特記)事項	・水道: 他の市町村から技術職の職員が来た。 ・電気: 東北電力の宮城から、ガスは日本ガス協会から応援に来た。 ・支援物資(特に水)が多すぎた。

⑧復旧・復興に係る課題、社会福祉協議会やNPO等、他団体との連携、協力に係る課題などについて

○復旧・復興に係る自治体としての課題、など	・職員は平常業務と復旧・復興をやらねばならない。
○復旧・復興に係る社会福祉協議会、NPO等、他の自治体、政府との連携・協力に係る課題、など	・仮設住宅 150 世帯の再建に時間かかるが、国の応急修理制度の申込み期間が短い(延長要望中)。
○その他、課題、要望、など	—

2. 前回調査から抽出・提案した事項との検証

●防災から災害救援、復興へとつなぐしくみ（組織）を

＜前回の調査結果から＞

- 1) 災害救援活動やそれに伴う資金の確保などは、既存の組織やしくみでは課題が多い。
阪神・淡路大震災後に、「災害NPO」やその全国的なネットワーク組織などが設立また構築されてきた。その役割は重要視されており、専門性の蓄積やその活用、防災から災害復興まで連続性を持った活動やしくみ、必要なところに必要な資金が回るようなしくみ、行政、企業、NGO・NPOなどによる災害救援活動の総合コーディネート機能、などを構築するため、“国内版「ジャパン・プラットフォーム」などの創設”が必要であり、その活動を支えるため、（自治体や中央）政府により“活動資金の支援”が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 1) 今回の調査対象には「災害NPO」が1団体あり、その組織概要として専従職員は1名、非専従職員2名という体制で、年間予算が約450万円という状況であった。このような状況では、職員の生活維持も困難であり、実際にヒアリングに協力いただいた職員から、“夜間のアルバイトにより生計を維持している”とのおはなしがあり、“「災害NPO」の活動に関わる資金的確保（支援）”の必要性が伺えた。
（自治体や中央）政府による支援制度等が必要である。
- 2) 今回の調査対象の「災害NPO」では10t車1台分程度の資材を備蓄した「レスキューストックヤード事業」、災害初動時の資機材・人材の派遣や災害ボランティアセンター立ち上げとコーディネートなどを行う「災害先遣隊派遣事業」、「災害人材派遣事業」、また災害時に備えたボランティア・リーダー、コーディネーターなどの「人材育成事業」などを行っており、今回の中越沖地震においても数ヶ所の災害ボランティアセンターの設置、運営などを担い、“「災害NPO」の専門性や信頼性”が高まっていることが伺えた。
地域防災計画等にその役割を明記するとともに、協定等の締結により（自治体や中央）政府とNPOとの相互の責任や役割分担を明確化することが必要である。
- 3) 今回の調査対象の「災害NPO」では、日常的に全国の災害ボランティア組織や「災害NPO」との情報交換などを行っており、中越沖地震の災害ボランティアセンターの運営に際しても、組織的に現地入りするボランティアグループや組織の特性などの情報を他の「災害NPO」に問い合わせ、適した内容の作業等を依頼するなど、そのネットワークが活用された。このような“「災害NPO」等の（組織化も含めた）ネットワーク”の強化と、その“活動への資金的確保（支援）”の必要性が伺えた。
（自治体や中央）政府によるネットワーク組織等への支援制度などが必要である。

＜前回の調査結果から＞

- 2) 災害時にはその救援・復旧活動などに対して義援金なども含めて多くの資金的支援がなされるが、復興時や被災地外の後方支援活動などについては、資金の確保が困難な状況である。その対策として、被災地外のNGO・NPO等が継続した活動を行うができるよう、「復興支援基金」や「災害ボランティア基金」などの整備等により“救援・復旧・復興支援を行うNPO等への支援策”を構築することが必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 4) 新潟県（報道資料）によると、中越沖地震への義援金は新潟県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会により受入れがされ、9月4日までの総受入額は約42億円であり、その使途としては“住宅の再建”に重点が置かれている。このことから、本義援金により被災地外での活動いわゆる“後方支援活動”や“災害NPO・ボランティアによる救援・復旧活動”などへの提供はなされていないことが伺えた。

義援金等の使途の改善や迅速性の向上などに向けた制度改善が必要である。

- 5) 10月には、「(財)新潟県中越沖地震復興基金」が設立され、運用財産計1600億円の運用益（預金利息）によって事業の実施を予定しており、10月に第1次、11月に第2次事業の決定がされた。その内容は名称のとおり復興に係る事業であり、“復旧時の事業活動には活用されていない”ため、経常的な基金を設立し、復旧の事業活動への迅速な対応も含めた制度が必要である。

- 6) 「(財)新潟県中越沖地震復興基金」が運用する「新潟県中越沖地震復興基金」と「新潟県中越沖地震被災中小企業復興支援基金」（運用財産計1600億円）では、民間非営利団体やボランティアグループなども対象となっている事業もあり、“NGO・NPO等の役割に期待”していることが伺えた。

特にソフト事業における役割などについては、地域防災計画等へ明記することが必要である。

- 7) 特定非営利活動法人（NPO法人）新潟NPO協会では、2004年の新潟中越地震の際に「ボランティア活動基金」を開設し、新潟中越沖地震でも同様の基金が開設された。2008年1月23日現在まで約560万円の寄付が集まれ、25の団体（重複あり）の活動に助成がなされた。NPO法人が独自に寄付を集め、申請に対して速やかに対応し、3万円弱から多いところでも50万円弱という比較的少額ではあるが、助成金が拠出されるという、全国でも少ない事例である。今回の調査でも、交通費や備品の購入など“迅速な資金（助成金）支援の対応”による市民団体の行う災害救援への支援のあり方の有効なひとつとして重要な取組みであることが伺えた。

自治体（政府）等が行う助成等との役割を整理、明確化するとともに、その広報への（自治体や中央）政府による支援等も必要である。

＜参考事例＞

- 福井県では、1997 年に「福井県災害ボランティア活動基金条例」が制定され、2005 年に「災害ボランティア活動推進条例」として改変されました。この条例は、県内はもとより県外での“災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティア活動の経費”、“被災地への団体輸送に要する経費（バス借上げ）”、“被災地での活動に必要な資機材（スコップ、一輪車、軍手等）”などへの資金支援を行うこととしている。

＊ここでいう「災害NPO」とは、被災地での支援活動や災害ボランティアセンターなどの設置・運営、防災などに関わる活動を主に行っている団体をいいます。

＊新潟NPO協会「新潟県中越沖地震ボランティア活動基金」の詳細について「参考資料①」を参照。

＊福井県災害ボランティア活動推進条例については「参考資料②」を参照。

＜前回の調査結果から＞

- 3) これまで設置されてきた災害ボランティアセンターは、災害時に設置され復旧活動が終息すると解散するケースが多く、また運営等についても課題が多い。災害時のボランティアの受入れと円滑な運営、活動のため、行政機関の協力・支援のもとに“常設の災害ボランティアセンターを都道府県や市町村に設置”することが必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 8) 中越沖地震の際には、新潟県災害ボランティア本部のほか、柏崎市、柏崎市西山（地区）、刈羽村、出雲崎町の4ヶ所に災害ボランティアセンターが設置された。いずれも社会福祉協議会もしくは福祉センター内に置かれ、この災害ボランティアセンターは被災直後から7月末もしくは9月初旬で閉鎖し、新潟県災害ボランティア本部も9月末には閉鎖された。このことから、中越沖地震の被災地においては、“常設の災害ボランティアセンター”は設置されていなかったことが伺えた。

さらに災害時の対応を円滑に行うとともに“防災力”向上のためには、自治体（政府）とNPOとが協力のもとに、常設の災害ボランティアセンターの設置が必要である。

- 9) 柏崎市、柏崎市西山（地区）、刈羽村の災害ボランティアセンターの設置、運営にあたっては、今回の調査対象であった（災害）NPOなども深く関わっており、“経験のある（災害）NPOの役割は重要”であることが伺えた。

その活動を促進するためには、自治体（政府）とNPOとが協定等により、相互の責任や役割を明確化することが必要である。

＜参考事例＞

- 京都府と京都市では、常設の災害ボランティアセンターが設置されている。京都府災害ボランティアセンターは、災害時と通常時の事業を規約で定めており、“災害ボランティア関係団体”や社会福祉協議会、行政が会員として加入し運営に関わることとしている。代表は社会福祉協議会が担い、運営委員には災害NPOやNPO、生活協同組合、YMCA、青年会議所、日本赤十字社などが参画している。発足は2005年5月。
- 福井県では、「災害ボランティア活動マニュアル」が作成されており、災害ボランティアセンターの設置や運営などに関わる事項が示されている。その中で「協働の考え方[1]協働とは」として、①相互の理解の原則、②対等の原則、③自主性尊重の原則、④目的共有の原則、⑤責任の明確化と時限化の原則、⑥情報公開の原則、と6つの原則のもとで課題解決を図るとされている。

* 「京都府災害ボランティアセンター」については、「参考資料③」を参照。

* 「福井県災害ボランティアマニュアル」については、ふくい県民活動センターHPを参照。

<http://info.pref.fukui.jp/danken/sv/sv-vol.html>

＜前回の調査結果から＞

- 4) 災害復旧・復興や防災・減災に関する課題解決のためには、地域での対策が重要である。その対策を検討し取組みを進めるために、それぞれの自治体また（中央）政府においても、市民やNGO・NPOはもとより、関係機関・団体等の参加のもとに“専門的な災害・減災等に関する委員会等の設置”や、NPOや社会福祉協議会、他の自治体などそれぞれの役割と責任を明確化するために“災害（ボランティア）協定等の締結”などが必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 10) 新潟では2004年の中越地震を経て、「新潟県災害ボランティア連絡協議会」が設置され、委員および幹事には多くのNPO（関係者）が参加している。今回のヒアリング調査においても、この協議会を通じて意見交換を行ってきたことにより、中越沖地震の際の災害ボランティアセンターの設置、運営などが円滑に行えたとの意見も多く聞かれ、この協議会が前回の調査結果が示した“専門的な防災・減災等に関わる委員会等”の役割を担っていたことが伺えた。

それぞれの（自治体や中央）政府においても常設の協議会等を設置し、災害NPO等との意見交換の場を設けることが必要である。

- 11) 中越沖地震の際には、「新潟県災害ボランティア連絡協議会」に参加していないNPOも多く活動し、その関係者からは災害ボランティアセンターなどとの調整が（特に被災当初）円滑に行えなかったとの意見も聞かれ、“多くのNPO（特に「日常的には災害以外の活動を行っている団体」）との連携、協力”が今後の課題であることが伺えた。

それぞれの（自治体や中央）政府においても常設の協議会等を設置し、災害NPOはもとより各分野で専門性をもって活動するNPO等との意見交換の場を設けることが必要である。

- 12) 災害（ボランティア）協定などの締結については、都道府県間または市町村間などでは進められていることが伺えた。一方で自治体とNPO等との締結については、「企業系NPO」や「災害救助犬関連のNPO」などでは見られるが、“災害NPOなどと自治体との協定等の締結”は伺えなかった。

自治体（政府）とNPOとが協定等により相互の責任や役割を明確化することが必要である。

* 「新潟県災害ボランティア連絡協議会」については、「参考資料④」を参照。

* “企業系NPO”とは、新潟県内で生活用品などを販売するいわゆるホームセンター事業を営む企業により、別に特定非営利活動（NPO）法人を取得し、災害時に物資の供給などを行っている団体があり、ここではそのような組織のNPO法人をいいます。

＜前回の調査結果から＞

- 5) 災害復興には、地域の住民が主体になり、その自立を促すには、町おこし、村おこしの活動が必要である。その過程を地域外のNPOやNPOなどが支援・協力しながら、“地域資源を活用した活動を促進するしくみや（資金的）支援”が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 13) 「(財)新潟県中越沖地震復興基金」が運用する「新潟県中越沖地震復興基金」と「新潟県中越沖地震被災中小企業復興支援基金」（運用財産計1600億円）では、民間非営利団体やボランティアグループなども対象となっている事業もあり、“NGO・NPO等の役割に期待”していることが伺えた。

特にソフト事業における役割などについて地域防災計画等へ明記することが必要である。(6)と重複)

- 中越沖地震においては、災害復興に関する具体的な事業活動は今後実施されるものであり、現時点では把握できていない。

財団法人 新潟県中越沖地震復興基金の設立について（HPより）

平成19年10月17日、新潟県中越沖地震の被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的・機動的に進め、被災地を魅力ある地域に再生することを目指して、財団法人新潟県中越沖地震復興基金を設立しました。

- 財団の概要
- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 名称： | 財団法人新潟県中越沖地震復興基金 |
| 所在地： | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁14階震災復興支援課内） |
| 基本財産： | 30億円 |
| 運用財産： | 1,200億円（新潟県中越沖地震復興基金） |
| | 400億円（新潟県中越沖地震被災中小企業復興支援基金） |

※上記2つの基金を財団が運用し、運用益によって補助金などの事業を実施します。

*「新潟県中越沖地震復興基金」については「参考資料⑤」を参照。

●住宅の耐震、生活の再建を進める

＜前回の調査結果から＞

- 6) 阪神・淡路大震災では、死者の9割近くが家屋の倒壊や家具等の転倒による圧迫死が原因とされたが、全国では未だに25%もの住宅が現行の耐震基準を満たしていない(2003年現在)。住宅の耐震化に対する支援策を充実するため、政治主導による政策目標の設定と、自治体・NPO等の協働による“壊れない・焼けないまちづくり”への財政支援策”が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 14) 中越沖地震では、死者15人、重軽傷者2315人で、死者のうちの半数以上が、建物の下敷きになって死亡している。住家被害は全壊1319棟、半壊5621棟（うち大規模857棟）であった。最も住家被害の多かった柏崎市では、全壊1109棟で約4%、半壊4505棟で約15.5%であり、一部損壊は22506棟で約77.6%であった。このことから、さらなる“地域（市町村）における具体的な耐震化目標・計画とその実施”が急務であることが伺えた。

地域防災計画等で数値目標も含めて耐震化目標・計画を明確化し、財政的支援策によるその促進が必要である。

- 15) 新潟県内では、各市町村により住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度が設けられている。住宅の要件や延べ床面積などにより金額が設定されており、少ない自治体で5万円、多い自治体では100万円を上限に補助されている。耐震化の状況としては、2005年度末で県内の住宅の74%となっている。本調査において、中越沖地震の際に被害を受けた住宅については、“耐震化済みの住宅の被害状況の把握”がされておらず、その理由として“耐震補強済みの届出”などを行っていないことがあげられた。

地域防災計画等での耐震化目標・計画を明確化するとともに、その進捗状況等の把握が必要である。

* 柏崎市の住家被害の割合は、住宅総数28,980戸（住宅・土地統計調査）を母数とした。

* 「中越沖地震における被害の状況」、「耐震化の現状については「参考資料⑥」参照。

＜前回の調査結果から＞

7) 現行の住宅再建制度では被災者自らの負担が重く、また現在の財政状況からも、その負担を公的資金に頼ることは困難である。その対策として、“掛金 100 分の 1 程度の地震保険制度への加入（自助）”、“耐震改修実施者を対象にした共済制度（共助）”、“持ち主が自ら耐震補強等を実施し、その住宅が被害を受けた場合に対しての再建資金支援制度（公助）”など、新たな「住宅再建共済制度」の確立が必要である。

＜今回の調査結果から＞

16) 「7.13 新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会 検証レポート」でもその加入率の低さが問題とされ、「新潟県地域防災計画（震災対策編）」においても“地震保険や共済制度の活用”として県、市町村等はそれら制度の普及促進に努めることとされている。しかし、新潟県における地震保険への加入については、2007 年 3 月末現在で 13.7%の世帯（全国 20.8%）でしかなく、火災保険への付帯率でも 39.9%（全国 41.7%）とけっして多いとはいえないのが現状である。

政府では「地震保険制度における再保険」として予算措置しているが、平行して地震保険への加入促進のための補助制度等が必要である。

* 「7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会」とは、2004年の新潟豪雨災害と中越地震の教訓を生かすため、15名ほどの民間、行政、研究者等により構成された。2006年1月に検証レポートと提言書が示されている。詳細は新潟県防災局HP <http://www.pref.niigata.jp/bosai/> を参照。

* 上記「今回の調査結果から⑩」の数値は、いずれも社団法人日本損害保険協会のHPより。なお、日本損害保険協会は、保険会社23社を会員とする団体である。「参考資料⑦」を参照。

* 「付帯率」とは、契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合である。

* 地震保険に関する公的資金の導入については、「地震保険制度における政府による再保険」として、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理している。（参考：財務省HP）

＜前回の調査結果から＞

- 8) 現行の被災者生活再建支援制度は、現物給付、現状復帰が原則であり、支援金の用途が限定され、また損壊住宅の撤去には適用されるが住宅再建には適用されないなど課題も多い。生活の復興・再建のニーズは、地域の特性や個々の被災者により異なるため、柔軟に対応できるよう抜本的見直しが必要である。また、現行制度は主に都市部の地震災害への対応が想定されており、“水害や火山災害、あるいは中山間地での地震災害への対応”は不十分であると思われ、その実態を踏まえた制度の見直しが必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 17) 先にも示したとおり、中越沖地震への義援金は新潟県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会により受入れがされ、9月4日までの総受入額は約42億円であり、その使途としては“住宅の再建”に重点が置かれている。その拠出先については今後逐次決定していくことであるため、本義援金により中山間地などへの支援がなされるかは現時点では把握できていない。

特に自治体などが関与する義援金については、その使途を明確化する必要があり、さらに迅速で多様な対応が可能なように、市民参加にもとに規則等の制定が必要である。

- 中越沖地震においては、災害復興に関する具体的な事業活動は今後実施されるものであり、現時点では把握できていない。
- 先にも示したとおり、「(財)新潟県中越沖地震復興基金」が設立され、運用財産計1600億円の運用益（預金利息）によって事業の実施を予定しており、10月に第1次、11月に第2次、12月に第3次事業の決定がされた。その拠出先については今後逐次決定していくことであるため、本義援金により中山間地などへの支援がなされるかは現時点では把握できていない。

＊「参考資料⑤」参照。

＜参考＞

- 「被災者生活再建支援法」が昨年改正され、住宅解体費などに限られていた支援金の使用用途を、住宅本体の建設や補修にも使えるようになり、さらに年齢や年収による支給制限も廃止した。全壊世帯で最大300万円、大規模半壊世帯で最大250万円が支給され、能登半島地震や中越沖地震など施行前に発生した4災害は遡って適用。

＊「参考資料⑧」参照。

●物資や資機材を円滑に

＜前回の調査結果から＞

- 9) 大規模災害時における物資の搬入については、被災地外からの搬入車両の流入により交通が麻痺し、緊急車両や被災地住民の移動に支障が生じるため、“被災地域（自治体）周辺の地域（自治体）で物資の受入れを行い、被災地要請分のみ搬入する仕組み”が必要である。
- 10) 分配不可能な救援物資の保管のため多くの施設が占拠され、またその処分等のために多額の資金を要すケースも少なくなく、“被災地支援のためには資金的支援が第一”との情報をマスコミ等も含めた周知・情報発信が必要である。また、送られてきた物資（特に個人からの物資）の中には、あきらかに利用不可能なものや防虫剤などの使用により配布不可能なものなどがあり、物資による支援を行う“市民への啓発”が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 18) 中越沖地震においては、物資の移動に際して前回調査と同様に“円滑に移動、運搬”などに課題が多少あったものの、新たな課題として車両の規制により被災者ニーズ等の把握など“調査を目的とした車両が制限”され、現地入りできないなどの課題が伺えた。
- 事前に（平時において）“車両登録もしくは調査員等の登録制度”などの構築が必要である。

＜参考＞

- 中越沖地震においても、全国から多くの救援物資の提供がなされた。その一例として、日本経団連の会員からも多くの物資が提供された。その数は89社・グループから金額換算で約1億9千万円にものぼる。タオルをはじめとする生活用品、食品、電気製品などのほか、コピー機やパソコンなどは災害ボランティアセンターなどへ提供され、活用されたことが伺えた。

*日本経団連（社団法人 日本経済団体連合会）による物資提供などの詳細は参考資料⑩を参照。

＜前回の調査結果から＞

- 11) 災害時において最低限必要な救援物資や、災害復旧に必要な資機材などは、北海道、東北、関東、中部・・・等、“ブロックごとのストック”が必要であり、自治体や政府、関連NPO等との協力のもとにその体制の構築が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 19) 今回の調査対象である「災害NPO」では、レスキューストックヤード事業として資機材の確保がなされており、中越沖地震の際にもその活用がなされた。しかし、“災害時以外（平時）での資機材の確保のためのスペースや資金”が必要であり、そのための自治体及び（中央）政府による資金確保（支援）が必要であることが伺えた。
（自治体や中央）政府による支援・補助（政策）制度が必要である。

- 20) 新潟県及び県内の市長村では、自治体間の災害協定において、その内容に“資機材”を明記しているものが多く見られ、また企業などとの協定においても多く見られることから、中越沖地震の際にも多くの資機材が提供されたことが伺えた。

一方で、“「災害NPO」との協定”などの締結はなされていないため、先にあげた支援制度においてはその前提として、（自治体や中央）政府とNPOとの協定等の締結により相互の責任や役割を明確化することなども必要である。

＊新潟県と“資機材”に関して協定を締結している民間団体の例：（社）新潟県建設業協会、（社）新潟電設業協会、（社）新潟県空調衛生工事業協会、（社）全日本冠婚葬祭互助協会、新潟県葬祭業協同組合、など。

●多種多様な〈“災害弱者”が利用しやすい〉被災者支援や避難所を整備する

＜前回の調査結果から＞

- 12) 被災者の中には透析治療が必要の方やアレルギー疾患の方など、健康上の理由からや生活上の制約がある方などが存在している。被災地での生活維持のために、糖尿病や腎臓病、アレルギー疾患等による食事制限者への対応策として、自分自身でまた各家庭などでの備蓄はもとより、自治体・(中央)政府で備蓄している“災害用備蓄食料の一部を、食事制限者向けに転換”することが必要である。(例えば、透析患者は人口の約0.2%であることなどからその割合を勘案する。)
- 13) 子育て中の方々が避難所生活をおくる場合、授乳やおむつ替え、粉ミルク、粉ミルクをつくるためのお湯や湯沸しコンロなど、さまざまな対応が必要であり、またこどもの泣き声による周辺の方々への影響やプライバシー保護など、多くの課題を解決するため、“備蓄品や資機材、避難所の点検・整備”など、さまざまな対策が急務である。
- 14) 身体障害者をはじめ精神障害者や自閉症などの方々に対して、それぞれに対応した被災地での生活支援策が必要である。そのひとつとして、障害者のみならず避難所でもプライベートな空間は必要であり、“避難所の間仕切り”などその準備が早急に必要である。
- 15) 障害者や高齢者など災害時に援護が必要な方々（災害時要援護者）の把握が自治体などで進められているが、個人情報保護などの観点から情報の把握が困難なケースも多く見られる。その対策として、障害者手帳所持者や要介護者などを対称に、アンケート方式などにより情報収集を行い、その台帳づくりと災害時の利用・支援方法など“当事者を中心にした検討・実施”が必要である。
- 16) 災害時要援護者というと、障害者や高齢者などを想定するケースが多いが、学校から帰宅しても家族がいないいわゆる“かぎっ子”なども多く存在する。その子どもたちも想定した“災害時要援護策の作成”が必要である。
- 17) 被災者支援においては、それぞれの課題に対処するためある程度の専門性を持った人材が必要である。専門性を持ったNGO・NPO等を活用し、子育て支援や障害者・高齢者支援、特定疾患の方々、外国籍住民等々への支援を行うため、その“人材の確保や相談窓口などの設置”が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 21) 新潟県では、当事者やNPOからの働きかけ、また中越地震の教訓から、アレルギー疾患や糖尿病患者などへの提供物資のひとつとして“低タンパク米”を県内3箇所に備蓄していた。医療施設や避難所等で、その提供がなされたものと思われるが、ヒアリング調査からそのニーズ把握などが困難であったことが伺えた。

今後の取組みのためにもどのような場所でどのような方々に、どのようにして提供したのか、その検証が必要である。

- 22) 今回のヒアリング調査で、子どもが泣いたり走り回ったり、また遊び場がないなど、“高齢者と子どもの避難所での共同生活は困難”だとの課題が示された。避難所でのストレス軽減のためには、世代別に区分するなど、きめ細かな配慮が必要であることが伺えた。

地域防災計画等でも、その課題と多様な避難所の設置等について明記することが必要である。

- 23) 今回のヒアリング調査で、“避難所のトイレが和式”で高齢者などが苦慮したとの課題が多くあげられ、また“風呂の設置箇所が制限され移動に苦慮”したとの課題が示された。備品に「簡易的な洋式トイレ（便器（座））」なども必要で、また特に夏季においては風呂を複数設置することも必要であり、事前にその準備を進める必要があることが伺えた。

地域防災計画等でも、その課題と多様な避難所設備・備品等について明記することが必要である。

- 24) 「災害時要援護者」として、高齢者や障害者などについては対策がとられつつあるが、“日中保護者がいない子どもたちの情報把握やその避難誘導”などについては、新潟県地域防災計画でもふれられておらず、今後の課題であることが伺えた。

地域防災計画等でも、その課題と情報把握や避難誘導等について明記することが必要である。

- 25) 今回の調査対象でも、子育てや障害者（自立）支援などの専門性をもったNPOが数団体あり、“災害ボランティアセンターとの調整”で時間とエネルギーを要した、独自で“介護の専門ボランティアを募集し避難所等で活動”を行った、“専門性をもったNPOによる人材派遣”が求められるなどの意見があり、専門性をもった担い手としてNPO等を活用するためのしくみづくりが必要であることが伺えた。

地域防災計画等でも、その役割等について明記するとともに、協定等の締結により相互の責任や役割を明確化することが必要である。

- 26) 専門性をもったNPO等による活動に対する資金としては、「新潟県中越沖地震ボランティア活動基金」（事務局：新潟NPO協会）が“迅速かつ多様な活動への支援”を行っていることが伺えた。このような取組みが各地域で進められるよう、市民団体や民間団体（企業）に期待するものであり、（自治体や中央）政府においても広報など具体的な支援策が必要である。（7）にも同様の提示）

*新潟NPO協会「新潟県中越沖地震ボランティア活動基金」の詳細について「参考資料①」を参照。

●平常時から〈“災害弱者”に配慮した〉災害救援、防災・減災対策などに備える

＜前回の調査結果から＞

- 18) 災害発生時には、多くの救援ボランティアが現場にかけつけるという現象が定着したが、現在では量ではなく質が求められており、また少なくとも1週間単位で“コア”となって活動するボランティアが必要である。そのためには、ボランティアのコーディネーターやボランティアからの相談を受け対処できる人材、ファシリテーターとなる人材の養成が必要であり、その“研修制度の構築”が必要である。
- 19) インターネットが普及し、情報収集・発信システムが構築されつつあるが、災害時における障害者や外国籍住民、独居高齢者などへの情報アクセスの課題は残されており、そのシステムの構築は急務である。その方策として、地域での自主防災システムや専門性を持ったNPO等と自治体との連携などのほか、「防災教育」の一環として情報の重要性を学校で学ぶなど、その機会を多様化することが必要である。
- 20) それぞれの地域で自主防災組織などが結成されているが、自治会や町内会組織が母体になっているケースが多く、その構成員の高齢化といった課題がある。その対策として、“災害復旧・復興策等の構築や住民への災害意識の啓発・普及”のために、NGO・NPOを活用し、その促進のため自治体の災害予算等により財政支援を行うなどの方策が必要である。
- 21) 大規模地震の際には、二次的災害の防止・減災が必要である。特殊な施設、例えば原子力発電所が被災した場合の被害は甚大であり、その安全性の確保が必要である。甚大な二次災害をおこすおそれのある施設などについては、政治主導による安全性の評価を行い、公表するとともに場合によっては操業の停止も含めた対策が必要である。

＜今回の調査結果から＞

- 27) 県内の大学生が長期または継続してボランティアとしての参加があり、特に“こどものケアなどについて大変重要な役割を担われた”との意見が示された。ボランティアの作業によっては“被災時に長期間継続的に活動される人材”が必要なことが伺えた。
その確保のために地域の大学（また場合によっては高校）などと協力関係を築くことが必要であり、連絡協議会等への学校関係者の参加を促すとともに、地域防災計画等にも明記することが必要である。
- 28) 今回のヒアリング調査の対象である「災害NPO」では、独自に災害ボランティアの講座などを開催しているほか、県内の社会福祉協議会などの開催する研修会等での講師を担うなど、NPOと社会福祉協議会との関係者が“顔が見える関係”であり、中越沖地震の際にも役割分担などが円滑に進められたことが伺えた。
各関係機関による共催事業や共同開催・実施などを促進するよう、自治体、社会福祉協議会、NPOそれぞれが努力することが必要であり、地域防災計画等への明記も必要である。

＜前回の調査結果から＞

22) 「災害救助法」、「災害弔慰金支給法」、「耐震改善促進法」、「被災者生活再建支援法」などの法律のほか、各種減免制度や融資制度などの国の制度に加え、自治体独自の制度などさまざまな被災者支援に関する制度がある。しかし、それぞれの基準や書式、担当窓口などが違うため、手続きが複雑で把握が困難であることから、“被災により失われた生活の復興を目的とした基本的な法律”の制定などにより、整理・統合が必要である。

＜今回の調査結果から＞

29) 災害や防災に関係する法制度が複数に渡っており、特に自治体における職員の事務作業や、被災者による各種申請などが複雑であることから、その“法制度の整理統合も含めた検討”が必要であり、国会主導による政策の立案、立法化が望まれる。

30) 以上のとおり、中越沖地震における災害復旧・復興や防災・減災活動などについて、中越地震の際の活動と比較しつつ、今後取組むべき課題などを示した。上記 29 とも関連するが、その課題を克服するためには“法制度の見直しも含めた（総合的な）政策の立案”が必要であることが伺えた。

「被災者生活再建支援法」が議員立法により改正されたように、今後立法府の主導により、市民やNGO・NPOも交えて、その検討作業が進められることを期待するものである。

なお、その政策の立案においては、“災害弱者”といわれる高齢者や障害者、子ども、外国籍住民などを念頭におき検討することが、すべての市民の生命、財産を守ることにつながるものと考え、最後に付け加えておく。

* 関連法制度等の例：災害対策基本法/大規模地震対策特別措置法/原子力災害対策特別措置法/東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法/石油コンビナート等災害防止法/海洋汚染および海上災害の防止に関する法律/河川法/海岸法/砂防法/地すべり等防止法/急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律/森林法/特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法/土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律/活動火山対策特別措置法/豪雪地帯対策特別措置法/台風常習地帯における災害の防除に関する特別措置法/建築基準法/気象業務法/消防法/水防法/防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律/公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法/農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担法/公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法/公営住宅法/天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法/地震防災対策強化区域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律/農業災害補償法/漁業災害等補償法/漁船損害等補償法/中小企業信用保険法/地震保険に関する法律/災害弔慰金の支給等に関する法律/消防組織法/海上保安庁法/自衛隊法/地震防災対策特別措置法/建築物の耐震改修の促進に関する法律/被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法/被災者生活再建支援法/都道府県災害対策本部条例準則/市町村災害対策本部条例準則/火災保険免責約款

Ⅲ 参考資料

１．参考資料①

●新潟県中越沖地震ボランティア活動基金

（「新潟NPO協会」HPより作成）

○本年１月２３日現在の基金額は、総額 ５，６３９，０６６円です。

25	団体名	たてもの修復支援ネットワーク
	所在地	新潟県中央区
	事業名	被災住宅の修復説明・個別相談と現場公開見学
	実施期間	2007年7月16日～2008年3月31日
	助成金額	124,000円（活動後期の分として）
24	団体名	静岡 絆の会
	所在地	□所在地： 静岡県三島市
	事業名	静岡 絆の会 柏崎市被災地応援する会
	実施期間	2007年07月20日～12月31日
	助成金額	88,347円
23	団体名	比角地区子ども育成会
	所在地	新潟県柏崎市
	事業名	比角発 ～復興にむけ、和と輪をつなげよう～ 応援メッセージ
	実施期間	2007年12月23日～2008年1月13日
	助成金額	109,000円
22	団体名	中越復興市民会議
	所在地	新潟県長岡市
	事業名	仮設ほっとプロジェクト
	実施期間	2007年12月01日～2008年01月30日
	助成金額	96,867円
21	団体名	NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク
	所在地	新潟県三条市
	事業名	柏崎市災害ボランティアセンター設置運営支援事業
	実施期間	2007年7月16日～9月30日
	助成金額	450,000円
20	団体名	J&S陽だまりコンサート
	所在地	神奈川県川崎市
	事業名	J&S 陽だまりコンサート
	実施期間	2007年11月16日～2008年3月31日
	助成金額	143,910円

19	団体名	快援体
	所在地	東京都多摩市
	事業名	マッサージリラクゼーション
	実施期間	2007 年 9 月 29 日のみ
	助成金額	38,909 円
18	団体名	SVTS 風組
	所在地	新潟県小千谷市
	事業名	中越沖地震 ボランティア活動
	実施期間	2007 年 07 月 16 日～10 月 31 日
	助成金額	62,699 円
17	団体名	Blue Bird Japan
	所在地	静岡県沼津市
	事業名	新潟県中越沖地震 災害ボランティア活動
	実施期間	2007 年 07 月 17 日～9月 30 日
	助成金額	290,000 円
16	団体名	新潟県中越沖地震復興祈願祭 みずあかり実行委員会
	所在地	熊本県山鹿市
	事業名	□事業名： 復興祈願祭 みずあかり in 新潟県柏崎市
	実施期間	2007 年 10 月 20 日のみ
	助成金額	246,769 円
15	団体名	おぢや自遊楽校
	所在地	小千谷市
	事業名	平成 19 年新潟県中越沖地震 おぢや自遊楽校 災害救援・復興支援〔緊急〕ボランティア活動
	実施期間	2007 年7月 16 日～2007 年 12 月 31 日
	助成金額	343,036 円
14	団体名	新潟動物ネットワーク
	所在地	新潟市中央区
	事業名	中越沖地震でのペットを飼育している被災者への支援活動
	実施期間	2007 年7月 21 日～7月 22 日
	助成金額	16,000 円
13	団体名	快援体
	所在地	東京都多摩市
	事業名	マッサージリラクゼーション
	実施期間	2007 年 11 月 4 日～11 月5日
	助成金額	57,900 円

12	団体名	たてもの修復支援ネットワーク
	所在地	新潟市中央区
	事業名	被災住宅の修復説明と個別相談
	実施期間	2007年7月16日～2008年3月31日
	助成金額	499,875円
11	団体名	子ども被災者支援サイエンス事業実行委員会
	所在地	新潟県三条市
	事業名	サイエンスキャラバン
	実施期間	2007年8月1日～12月27日
	助成金額	380,000円
10	団体名	松美町内会
	所在地	新潟県柏崎市
	事業名	敬老のお祝いとボランティアへの感謝の集い
	実施期間	2007年10月6日～10月7日
	助成金額	297,000円
9	団体名	新潟アメニティー・ネット
	所在地	新潟県上越市
	事業名	新潟アメニティー・ネット 巡回フォーラム「柏崎フォーラム」 【中越沖地震に学ぶ、災害時での地域生活支援 ～未来に向かって、私たちが語りたいこと～】
	実施期間	2007年11月4日
	助成金額	200,000円
8	団体名	新潟レスキューバイク隊
	所在地	新潟県新潟市中央区
	事業名	新潟レスキューバイク隊
	実施期間	2007年7月16日～7月29日
	助成金額	34,243円
7	団体名	子ども被災者支援サイエンス事業実行委員会
	所在地	新潟県三条市
	事業名	サイエンスキャラバン
	実施期間	2007年8月1日～2007年12月27日
	助成金額	200,000円
6	団体名	NPO法人 ウッディ阿賀の会
	所在地	新潟県新潟市中央区
	事業名	震災救援ボランティア
	実施期間	2007年7月21日～2007年8月5日
	助成金額	137,000円

5	団体名	特定非営利活動法人 虹のおと
	所在地	新潟県新潟市西蒲区
	事業名	刈羽村の中学生・高校生への学習体制づくり支援およびピカピカ隊支援事業
	実施期間	2007年9月1日～2008年3月31日(予定)
	助成金額	290,000 円
4	団体名	全国防災支援ネットワーク会議
	所在地	長野県下伊那郡
	事業名	新潟中越沖地震災害支援ボランティア活動事業
	実施期間	2007年7月19日～9月2日
	助成金額	485,000 円
3	団体名	特定非営利活動法人 新潟リハビリレクリエーションアカデミー
	所在地	新潟県新潟市
	事業名	被災高齢者のメンタルケア「ハートほっと」
	実施期間	2007年9月1日～11月30日
	助成金額	150,000 円
2	団体名	ホールアース自然学校
	所在地	静岡県富士郡芝川町
	事業名	柏崎市災害ボランティアセンター 子どもワクワク隊コーディネート業務
	実施期間	2007年7月17日～9月1日
	助成金額	90,000 円
1	団体名	特定非営利活動法人 虹のおと
	所在地	新潟県新潟市西蒲区
	事業名	刈羽村子どもピカピカ隊運営支援事業
	実施期間	2007年7月20日～8月31日
	助成金額	280,000 円

2. 参考資料②

●福井県災害ボランティア活動推進条例 平成十七年三月二十四日 福井県条例第二十号

災害ボランティア活動は、被災地等における大量かつ多様な被災者の要請に迅速かつ的確に対応するため、重要な役割を果たしている。とりわけ、福井県では、平成九年に発生したロシアタンカー油流出事故における災害ボランティア活動の経験を踏まえ、平常時から、県、県民および関係団体が協働して災害ボランティア活動の推進に関する施策を展開してきたところであり、その結果、平成十六年七月十八日に発生した福井豪雨災害においては、県内を始めとして全国からの多数の災害ボランティアの協力により、迅速な復旧に資するところとなった。

ここに、人と人とのきずなの強さを改めて認識し、県民が誇りをもってこの成果を将来の世代へ継承していくことを決意するとともに、協働の理念に基づいた災害ボランティア活動の重要性を広く全国に発信し、および福井県が災害ボランティア活動の先進県となることを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、災害ボランティア活動の推進に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が互いに助け合うことにより安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、相当規模の災害が発生した地域またはその周辺の地域(以下これらの地域を「被災地等」という。)において被災者の要請に応じて自発的に被災者を支援する活動および当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための平常時(災害の発生による日常生活への支障がないときをいう。)の活動をいう。

(基本理念)

第三条 災害ボランティア活動の推進は、県民と関係行政機関との信頼関係に基づく密接な連携および協力を旨として行われなければならない。

- 2 災害ボランティア活動の推進に当たっては、災害ボランティア活動を行う者の自主性および自律性が十分に尊重され、ならびに生命および身体の安全について十分に配慮されなければならない。
- 3 災害ボランティア活動の推進は、被災地等の状況の変化に的確かつ柔軟に対応することができるようにすることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、県民が県外における災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解)

第五条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実

情に応じて、災害ボランティア活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第六条 事業者は、その事業に従事する者が災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、それぞれの事業所の実情に応じて、災害ボランティア活動を行うための休暇制度の導入およびその取得の促進その他勤務体制の整備を行うよう努めるものとする。

(市町等との連携協力)

第七条 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、市町と緊密な連絡を保たなければならない。

2 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の実施に当たっては、国および他の都道府県ならびに災害ボランティア活動を行う団体との連携協力を図るものとする。

3 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、福祉、医療、建築、教育その他の分野における専門的な知識経験に基づいて災害ボランティア活動を行うことができる者との連携協力を図るものとする。

(普及啓発)

第八条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解を深め、および災害ボランティア活動を積極的に行う意欲を高めるため、広報活動、教育および研修の機会の充実その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第九条 県は、災害ボランティア活動が被災者の要請に迅速かつ的確に対応したものとなるよう、災害ボランティア活動に関する専門的知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第十条 県は、大学、試験研究機関等と連携して、災害ボランティア活動を効果的に実施するために必要な調査、資料および情報の収集、分析ならびに研究に努めるものとする。

(災害ボランティア本部の設置の要請等)

第十一条 知事は、災害が発生した場合において、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができるかと認める団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請に基づいて災害ボランティア本部が設置されたときは、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、施設および情報通信機器の整備その他の必要な支援を行うものとする。

(情報提供等)

第十二条 知事は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、報道機関、市町、災害ボランティア本部、災害ボランティア活動を行う団体等と相互に連携協力して、被災地等の情報の迅速な収集および的確な提供に努めるものとする。

(災害ボランティア活動に対する支援等)

第十三条 知事は、災害が発生した場合において、災害ボランティア活動を行う意欲を有する者が迅速かつ容易に災害ボランティア活動を行うことができるよう、相談、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、次条第七項の規定により処分された基金の額を財源として、県内における災害ボランティア活動および県外における県民の災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、移動手段の確保、ボランティア保険への加入その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、前項の支援を行うに当たっては、当該支援の公平性および透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(基金の設置)

第十四条 災害ボランティア活動を推進するため、福井県災害ボランティア活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 知事は、災害ボランティア活動の推進に必要な措置を講ずるため、基金の全部または一部を処分することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止)

- 2 福井県災害ボランティア活動基金条例(平成九年福井県条例第三十五号)は、廃止する。

(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の条例に基づく基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属する現金とみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

3. 参考資料③

●京都府災害ボランティアセンター規約

(目 的)

第1条 被災地で円滑な災害ボランティア活動を行い、早期復旧に寄与することを目的として、「京都府災害ボランティアセンター」(以下、「センター」という。)を組織する。

(事 業)

第2条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 災害時は、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう次の各号の支援を実施する。
 - (1) 現地支援チームの派遣
 - (2) ボランティアの募集、派遣
 - (3) 活動資材等の調整、提供
 - (4) 関係団体等との連絡調整
 - (5) その他現地支援に必要な事業
- 2 通常時は、災害に係るボランティアコーディネーターの養成・登録、災害関係ボランティア団体のネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成、調査・研究等に必要な事業を実施する。

(構 成)

第3条 センターは、正会員及び賛助会員で構成することとする。

- 2 正会員は、センターの趣旨に賛同し、かつ運営に関わることを目的として、災害ボランティア関係団体、社会福祉協議会及び行政等で構成するものとし、正会員からそれぞれ推薦のあった者1名を委員に充てる。ただし、府社会福祉協議会関係委員及び府行政関係委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 賛助会員は、センターの趣旨に賛同し、センターの円滑な運営のため、人的又は物的、財政的な支援をすることを申し出た法人・団体等が加入するものとし、下記の事項を行うことができる。
 - (1) 毎事業年度のセンターの事業及び収支決算の報告を受けること。
 - (2) センターの運営に関し、意見を述べること。
 - (3) センターが実施する研修等の行事に参加すること。

(加入・脱退・除名)

第4条 正会員又は賛助会員に加入しようとする団体は、代表に加入申込書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員が脱退しようとするときは、代表に届けなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員がセンターの趣旨に反する行為等、会員としてふさわしくない行為を行ったときは、運営委員会の審議を経て、これを除名することができる。

(代表等)

第5条 センターに次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副 代 表 2名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 会計監査 2名

2 代表、副代表は委員の互選により選出する。

3 代表は、センターの会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

5 センターの運営を円滑に行うため運営委員を置き、委員の互選により代表が任命する。

6 会計監査は、代表、副代表の協議によって選任し、センターの会計及び業務執行を監査の上、総会に報告する。

(会 議)

第6条 センターの会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

(総 会)

第7条 総会は、代表が招集し、代表が議長を務める。

2 総会は、毎年1回開催し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、運営委員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催できる。

- (1) 役員の選出
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他運営委員会が重要と認める事項

3 総会は委員をもって構成する。

4 総会は、委員の出席及び委任状による出席の合計が、委員総数の半数以上をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者及び委任状による出席者の過半数以上により議決する。

6 総会の議決を要するもので緊急を要する場合やその他やむを得ない理由により総会に付議することができない場合は、運営委員会の議決をもって総会の意見とみなすことができる。

7 前項の議決事項については、臨時総会又は次期総会で報告しなければならない。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、代表が必要と認めたとき又は運営委員会の構成員の半数以上から要請があったときに、代表が招集して開催する。

2 運営委員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員会は、総会に付議すべき事項その重要な事項を審議決定するとともに、事業計画の円滑な執行に努める。

4 京都府災害対策本部が設置された場合は、運営委員会を速やかに開催し、災害ボランティア活動の展開に必要な基本事項を審議決定する。ただし、他府県災害等京都府災害対策本部が設置されない場合の運営委員会の開催その他必要な事項は、運営委員会で別に定める。

附則

- 1 センターの設立当初の役員は、第5条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 2 このセンター規約は、平成17年5月29日から施行する。
- 3 平成18年3月4日一部改定し即日施行する。

別表1

府社会福祉協議会 関係委員	京都府社会福祉協議会 常務理事 京都府社会福祉協議会 事務局長
府行政関係委員	京都府総務部防災室長 京都府保健福祉部保健福祉総務室長 京都府保健福祉部福祉総括室地域福祉室長

京都府災害ボランティアセンター 運営委員名簿

任期：平成19年度～20年度

役職	氏名	所属団体名
代表	森 育寿	京都府社会福祉協議会
副代表	吉村 雄之祐	京都災害ボランティアネット
	高桑 鉄則	京都青少年ゆめネットワーク
運営委員	深尾 昌峰	きょうと NPO センター
	池田 静雄	京都府（保健福祉部福祉総括室地域福祉室）
	山内 照幸	京都府市町村社協連合会（亀岡市社会福祉協議会）
	牧野内 孝子	京都府生活協同組合連合会
	中宅 正啓	京都府レクリエーション協会
	西岡 義郎	京都 YMCA
	徳岡 正実	市民減災塾
	安達 昇平	日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会
	柴田 康一	日本赤十字社京都府支部
	西村 誠太郎	ユース 21 京都
会計監査	野村 昌弘	京都府（保健福祉部福祉総括室地域福祉室）
	竹内 文成	京都青少年ゆめネットワーク

4. 参考資料④

●新潟県災害ボランティア活動連絡協議会の概要

<目的>

災害ボランティア活動を行う団体間の連携を推進し、災害時における県災害救援ボランティア本部の設置により、ボランティア活動への迅速かつ適切な支援を行うとともに、被災地の早期復興に寄与する災害ボランティア活動への理解の促進を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

<活動内容>

- 1 災害ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
- 2 新潟県災害救援ボランティア本部の設置及び運営に関する事業
- 3 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援に関する事業
- 4 災害ボランティア活動に関する人材育成事業
- 5 災害ボランティア活動に関する情報発信事業
- 6 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
- 7 県外における災害ボランティア活動の支援に関する事業
- 8 災害ボランティア基金の管理に関すること
- 9 その他前条の目的を達成するために必要な事業平常時における活動

<組織>

会長、副会長、監事、幹事、常任幹事を置き、委員の互選によって選出します。また、必要に応じてワーキンググループを設置して活動します。事務局は、新潟県社会福祉協議会ボランティアセンターに置きます。また、事務局に対し、県は必要に応じ職員を派遣することとしています。

<委員>

会長:新潟県社会福祉協議会 会長 小川和雄／副会長:新潟県共同募金会 会長 星野元／新潟県災害救援機構 理事長 梅澤圓了／にいがた災害ボランティアネットワーク 理事長 川瀬和敏／長岡市社会福祉協議会 会長 齋藤純／新潟NPO協会 代表理事 多賀秀敏／新潟県 県民生活・環境部長 棚橋進／日本青年会議所北陸信越地区 新潟ブロック協議会 会長 目黒哲也／日本赤十字社新潟県支部 事務局次長 萩原一郎／新潟県市長会 会長 森民夫／中越復興市民会議 代表 山岸孝博／監事:新潟県 出納局審査課長 鈴木和夫／監事:新潟県女性財団 常務理事 松本健司

5. 参考資料⑤

●新潟県中越沖地震復興基金 第一次事業メニュー（2007年10月17日）

＜被災者生活再建支援事業及び住宅再建支援事業等＞

（財団法人 新潟県中越沖地震復興基金HPより）

区分	事業名	事業内容	補助金額等
生活	生活福祉資金貸付金利子補給	生活福祉資金(災害援護資金、福祉資金(福祉費(住宅)))に限る)の利子補給	・利子補給期間 5年間
生活	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給	母子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金又は転宅資金に限る)の利子補給	・利子補給期間 住宅資金 5年間 転宅資金 3年間
生活	生活支援相談員設置	被災者の生活復興支援を専任とする「生活支援相談員」設置に要する費用の補助	・補助率 10/10
生活	応急仮設住宅維持管理等	仮設住宅の共同利用施設の維持管理、雪処理、住戸改善、移転費用、家財置場用倉庫借上費用の補助	・補助金額 事業内容に応じて定める額
生活	こころのケア事業	被災者の心の健康の保持増進を図るための相談会、巡回訪問などの事業に対する補助	補助率 10/10
生活	地域水道施設等復旧	国・県の補助対象とならない小規模な水道施設の復旧費の補助	・補助率 1/2(ただし、補助額が50千円以下は対象外) ・補助限度額 3,000千円/1カ所
生活	障害者グループホーム等復旧	被災したグループホーム等の復旧、被災地でのグループホーム等の整備費の補助	・補助率 2/3 ・補助限度額 10,000千円/1カ所
生活	緊急障害福祉関係施設災害復旧	国補対象を除く障害福祉施設の復旧費の補助	・補助率 復旧 5/6 再興 3/4 ・補助限度額 (国庫補助制度の対応により今後設定)
生活	仮設住宅等生活交通確保	仮設住宅へのバス路線の新設・迂回運行事業に対する補助	・補助率 10/10
生活	被災児童生徒の学区外通学支援	住居再建(移転)に伴う学区外通学に要する経費に補助	・補助率 10/10
生活	住宅再建円滑化事業	住宅に大きな被害を受けた者の家財を一時保管するために必要な経費を補助する	・補助率 10/10 (業務内容に応じて定める単価を限度とする。)
生活	復興支援ネットワーク	復興活動に向けた住民・専門家のネットワーク支援事業に対する補助	補助率、補助限度額 ・基本事業 補助率 整備・運営費 1/2 復興支援活動経費 10/10 補助限度額 5,000千円/年 ・重点事業 補助率 10/10 補助限度額 1,000千円/事業
生活	復興ボランティア活動支援	被災者を対象に行うボランティアグループやNPOの活動に対する補助	補助率、補助限度額等 ・活動拠点整備 補助率 1/2 補助限度額 150万円/年間 ・一般ボランティア活動 定額3万円/週間 ・特別ボランティア活動 補助率 10/10 補助限度額 30万円/年間・事業

区分	事業名	事業内容	補助金額等
住宅	被災者住宅復興資金利子補給	被災住宅・宅地の復興のための借入金の利子補給	・利子補給対象融資額 建設・購入 1,100万円 補修 590万円 ・利子補給率 年収800万円以下(給与所得者以外は所得金額600万円以下) 2.3% 年収800万円超(給与所得者以外は所得金額600万円超) 1.0%
住宅	高齢者・障害者向け住宅整備支援	被災した高齢者・障害者が住宅を再建する際に、身体状況に適した住宅とする場合、経費の一部を補助	・補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2 ・補助限度額 高齢者 30万円 障害者 50万円
住宅	雪国住まいづくり支援	多雪地域での居住環境の確保のため、雪国特有の住様式で住宅を再建する際に、経費の一部を補助	・補助率 10/10 ・補助限度額 660千円
住宅	県産瓦使用屋根復旧支援	県産屋根瓦を使用した住宅の建替・修繕経費に対する補助	・補助率 1/2 ・補助限度額 850千円
住宅	越後杉で家づくり復興支援	住宅再建時の県産材(越後杉ブランド)使用経費の一部を補助	・補助率 1/2 ・補助限度額 1,000千円
住宅	住宅債務(二重ローン)償還特別支援	被災者の既往住宅債務に係る支払利息の5年間分を一括補助	・補助金額 住宅資金の残債務の5年間分の利子相当額
住宅	不動産活用型住宅再建資金融資	借入が困難な高齢者等に、土地・建物の売却により一括返済することを条件に、住宅再建資金を融資する	・貸付限度額 1,200万円 ・返済方法 借受人の死亡時に担保処分により一括返済
住宅	被災宅地復旧工事	宅地復旧工事費を補助	・補助率 400万円までの工事費 1/2 400万円を超える工事費 2/3
住宅	被災店舗兼住宅宅地復旧工事	店舗兼住宅の宅地復旧工事費を補助	
住宅	公営住宅入居支援	公営住宅に入居する高齢者又は障害者に対する家賃補助	・補助金額 世帯収入及び月額家賃に応じて定める額 ・補助期間 5年間/1世帯
住宅	民間賃貸住宅入居支援	民間賃貸住宅に入居する被災者に対する家賃補助	・補助率 1/2 ・補助限度額 30千円/月 ・補助期間 5年間/1世帯
住宅	親族等住宅同居支援	親族宅等に同居することとなった高齢者又は障害者に対する補助	・補助金額 20千円/月 ・補助期間 5年間
教育・文化	被災生徒対象カウンセラー派遣(私立)	心のケアのため、臨床心理士等カウンセラーを学校に派遣する経費を補助	・補助率 10/10

●新潟県中越沖地震復興基金 第二次事業メニュー（2007年11月12日）

＜大規模宅地地盤災害に対する支援、中小企業や商店、農林漁業者を対象とした生業支援、雇用対策、風評被害対策など＞

（財団法人 新潟県中越沖地震復興基金HPより）

区分	事業名	事業内容	補助率等	期間
住宅	宅地地盤災害復旧 宅支援	・液状化や盛土の滑動・崩壊など大規模な地盤災害宅地について、地域住民が共同して行う復旧及び二次災害防止工事に係る経費を支援し、地域コミュニティの維持再生を図る。	1大規模盛土造成地滑動崩落防止（国補）適用の場合（1）工事費・調査費：国・市 2/4、基金 1/4（2）補償費基金 10/10 2国補対象外の場合（1）工事費・調査費基金 3/4（2）補償費基金 10/10	19～21
雇用	被災事業所雇用維持 奨励金	・被災事業主が、雇用の維持・確保のため常用雇用労働者に対し休業補償等を行った場合に奨励金を支給	・補助率休業補償等×0.6 ・月額 15万円（6月限度）	19
	被災者特別訓練 受講手当	・就業が困難となっている被災者の雇用の安定を図るため、公共職業訓練を受講する被災者に対し手当を支給（公的支援対象者を除く）	・受講期間、日数に従い所定の手当を支給・月 11～13万円程度	19～22
産業	制度融資利子補給 （5事業）	・被災中小企業の資金調達に係る金利補填、保証負担を軽減することにより、経営安定と早期復興を図る。		
		(1)平成19年中越沖地震対策資金特別利子補給（県融資）	・期間5年・補給率全半壊 1.7%～2.1%その他 0.4%～0.8%	19～23
		(2)平成19年中越沖地震対策資金特別保証料負担金（県融資）	・補助率 10/10	19～20
		(3)平成19年中越沖地震災害融資特別利子補給（政府系融資）	・期間3年・補給率 1.8%	19～23
		(4)市町村地震関連制度融資特別利子補給（市町村）	・期間5年・補給率全半壊融資利率その他 0.4%	19～23
		(5)市町村地震関連制度融資特別保証料負担金（市町村）	・補助率 10/10	19～20
	事業所解体撤去 支援	・被災中小企業者等が、事業再開のため行う被災施設（半壊以上）の解体撤去費の一部を補助し、早期復興を支援	・補助率 1/2（上限3千万円、理事長特認あり）	19～21
	中小企業者等仮設 店舗等設置	・被災中小企業者が、店舗、工場等の建替・修繕のため、仮設店舗を建設（リース）する際の費用を支援し、早期復興と地域住民の利便性向上を図る。	・補助率 3/4（上限 500万円）	19～21
	商店街共同施設解 体撤去支援	・被災した商店街の早期復興のため、共同施設（アーケード等）の解体撤去を支援	・補助率 3/4（上限 300万円）	19
農林	制度融資利子補給 （3事業）	・被災した農林漁業者の資金調達に係る金利補填、保証料負担を軽減することにより、経営安定と早期復興を図る。		
		(1)新潟県中越沖地震農業災害対策資金（JA資金）利子補給事業	・期間5年・基準金利 2.1%の 0.225（残りの 0.775は連合会、農協が負担）	19～23
		(2)新潟県中越沖地震農林水産業再建資金利子助成事業	・期間5年・補給率 1.05%	19～23
		(3)農林漁業制度資金利子・保証料助成事業	・補給率（利子、保証料）損失率 30%未満 1/4 損失率 30～50%未満 2/4 損失率 50%以上 4/4	19～23

区分	事業名	事業内容	補助率等	期間
農林	畜産廃棄物処理経費支援	・飼養家畜の死亡等により生産基盤に甚大な被害を受けた地域の畜産経営の再建のため、死亡家畜や畜産施設等の産業廃棄物処理に要する経費を助成	・補助率死亡家畜処理 10/10 畜産施設等撤去 1/2	19
	手づくり田直し等支援	・国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等(養鰻池を含む)の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復するための経費を助成し農業基盤の早期復旧を図る。	・補助率 小規模農地等 3/4 水田の地力回復 1/2	19～21
	農林水産業経営再建整備支援	・農林漁業者等で組織する団体、農業法人の経営の再建に必要な施設・機械等の改修、修理、整備費等を支援	・補助率 施設 7.25/10(中山間3/4) その他 1/2 ・限度額 4,000万円	19～21
	地域営農活動緊急支援	・被災地域において地域ぐるみで営農を組織化するために必要な農業機械・施設の整備の支援を行い、効率的で継続的な営農体制の確立を推進	・補助率 3/4・補助基本額機械・施設整備上限4千万円組織化推進上限 30万円	19～21
	畜産施設緊急防災対策支援	・地域雇用等に大きな役割を果たしている畜産業者の施設保全(地盤崩落の復旧・防止工事)を支援し早期の復旧を図る。	・補助率 1/2	19
	災害査定設計委託費等支援	・災害復旧事業の査定設計委託費の農家負担金を支援し、農家負担の軽減を図る。	・実負担額を補助	19～20
	災害復旧事業費等負担金支援	・災害復旧事業に伴う農家等の工事費負担金の一部を支援し、円滑な生産業再建を図る。	・補助率 1/2	19～21
	県産農林水産物風評被害対策	・被災による県産農林水産物のマイナスイメージを払拭するため、最大の消費地である首都圏において農林関係団体が行う宣伝活動を支援	・補助率 10/10	19～21
	新潟米秋作業緊急支援	・秋作業の円滑な実施と「新潟米」の品質確保のため、被災者が収穫、乾燥・調製作業を地域の農業者等に委託する場合の経費などを支援	・補助率 作業委託定額 受託者支援等 1/2	19
観光 教育	水産業被災施設等再建整備支援	・被災した水産関連施設の復旧事業や海底古木の撤去費用等に係る経費を支援し、水産業の早期再建を図る。	・補助率: 1/2～ 3/4	19～20
	観光復興キャンペーン推進	・中越沖地震による風評の払拭や本県観光のイメージアップを図るため、関係団体などが実施するイベントやキャンペーン活動を支援	・補助対象全県キャンペーン地域イベント	19～21
	私立高等学校入学等軽減支援	・中越沖地震により甚大な被害を被った世帯(全半壊)の入学金等の負担軽減を図り、生徒の修学の機会を確保	・補助対象:受験料、入学金	19
	私立幼稚園学費軽減支援	・中越沖地震により甚大な被害(半壊以上)を被った世帯の保育料等の負担軽減を図り、園児の修学の機会を確保	・補助対象:保育料、入園料・所得要件(500万円以下)あり	19
	私立専修学校学費軽減支援	・中越地震により甚大な被害を被った世帯(全半壊)の学費負担の軽減を図り、生徒の修学の機会を確保	・補助対象:授業料	19

●新潟県中越沖地震復興基金 第三次事業メニュー（2007年12月25日）

（財団法人 新潟県中越沖地震復興基金HPより）

区分	事業名	事業内容		補助率等			期間
生活	健康サポート事業	・仮設住宅入居者等の被災者を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康不安の解消を図る。 ○健康診査、健康相談・訪問指導 ○食生活支援、口腔ケア指導 ○エコノミークラス症候群予防検診等 ※対象区域：災害救助法適用市町村		・補助率所要額 ※但し、健康診査については、実支出額と単価計算による方法を比較し少ない方			19～23
住宅	低コスト復興住宅	・中越大震災復興基金事業で支援している「中山間地型復興モデル住宅」を活用し被災地の気候風土に適合した低コスト住宅による再建促進を図る。 ※低コスト復興住宅：市町村長が認定・推奨する以下の住宅		・補助率定額 180 万円			19～22
		必須項目	内容				
		使用材料	・越後杉ブランド材等の県産材を 0.07 ㎡／㎡以上				
		バリアフリー対策	・段差解消、手摺り等				
		対策選択項目	・雪対策、景観対策等、それぞれの市町村において設定				
産業	中小企業者等復興設備支援	・被災した中小企業者の施設・設備及び地盤の復旧に要する経費の一部を補助することにより、負担を軽減し、早期の事業活動の復興を図る。		補助率 1/3 補助限度額			19～21
					下限	上限	
				製造業	100 万円	300 万円	
				その他	50 万円	300 万円	
				(上限に係る理事長特認) ※地域の雇用確保の観点などから、理事長が特に認めた場合は 5,000 万円まで			
組合共同施設等復旧費補助金	・アーケードなど被災した組合共同施設等の復旧 に対して補助し、地域商工業の早期復旧を支援 ※対象区域：災害救助法適用市町村		・補助率 1/2			19～21	
			・補助限度額	上限	2,000 万円		
				下限	50 万円		
被災商店街復興支援	・被災商店街が行う売上回復事業を支援すること により被災商店街の早期復興を図る。 ※対象：局地激甚災害指定区域内の商店街(構成員 30 名以上)で、売上が震災前の状況に回復していない団体		・補助率 3/4 ※但し、計画策定に係る経費(アドバイザー派遣費等)、売上減少が著しい商店街(震災前の7割程度)については 10/10			19～21	

6. 参考資料⑥

●新潟県中越沖地震における被害状況(新潟県HPより)

新潟県災害対策本部
平成20年1月31日 15:00現在

○ 被害総数

区分	人的被害(人)			住家被害									非住家被害
	死者	行方不明	重軽傷者	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊		被害認定 進捗状況	公共施設 +その他 棟
単位	人	人	人	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯		
新潟県計	15	0	2,316	1,320	1,321	857	857	4,785	4,793	<u>34,841</u>	<u>34,888</u>	—	<u>31,101</u>

○ 各市町村別の被害

区分	人の被害(人)			住家被害									非住家被害
	死者	行方不明	重軽傷者	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊		被害認定 進捗状況	公共施設 +その他
単位	人	人	人	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯		
新 潟 市			9			1	1			61	61		20
長 岡 市			243	10	10	27	27	426	426	5,661	5,661		2,096
三 条 市			32					1	1	104	104		1
柏 崎 市	14		1,664	1,110	1,110	675	675	3,849	3,849	22,510	22,510		24,214
小千谷市			40							237	237		69
十日町市			8	1	1			14	16	224	264		114
燕 市			10	2	2	1	1	12	12	834	834		203
妙 高 市			0					2	2	33	34		12
上 越 市			158	14	15	1	1	61	67	2,637	2,636		1,716
魚 沼 市			6							6	6		20
南魚沼市			4							17	17		6
出雲崎町			10	17	17	16	16	114	114	1,384	1,391		326
川 口 町								1	1	8	8		
刈 羽 村	1		116	166	166	136	136	305	305	650	650		2,214
加 茂 市			0										7
湯 沢 町			1										
見 附 市			14							468	468		74
佐 渡 市			0										1
阿賀野市			0							1	1		1
糸魚川市			1							6	6		7

※ 数値については速報値であり、今後変更される可能性があります。

※ 被災者については、被災地別で計上（例：A町の住民がB町において被災及び発症した場合、B町における計上とする。）

○被害の詳細について

(1) 柏崎市

76歳男性が建物の下敷きになって死亡。
 72歳女性が建物の下敷きになって死亡。
 78歳女性が建物の下敷きになって死亡。
 81歳女性が建物の下敷きになって死亡。
 83歳男性が建物の下敷きになって死亡。
 83歳男性が建物の下敷きになって死亡。
 77歳女性外傷性硬膜下血腫により死亡。
 71歳女性が建物の下敷きになって死亡。
 76歳男性が建物の下敷きになって死亡。
 47歳男性が熱傷により死亡。
 62歳男性が被災によるストレスのため急性心筋梗塞で死亡。
 70歳女性が被災によるストレスのため脳出血で死亡。
 59歳男性が被災によるストレスのため胃潰瘍(大量出血)で死亡。
 59歳男性が地震や長期入院によるストレスのため死亡。

(2) 刈羽村

79歳女性が建物の下敷きになって死亡。

○災害救助法の適用状況について

平成19年7月16日、以下の市町村に対し、災害救助法の適用を決定。

長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、出雲崎町、刈羽村
 三条市、十日町市、燕市、南魚沼市（合計10市町村）

○市町村災害対策本部設置状況

県内13市町村において災害対策本部を設置
 (設置中)

長岡市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村

(解散済み)

新潟市、三条市、小千谷市、上越市、南魚沼市、燕市、川口町
 見附市、十日町市

●新潟県における耐震化の現状(新潟県HP「新潟県耐震改修促進計画」より)

1 耐震化の現状

住 宅	平成15年	平成17年度末
全 国	75%	79%
新潟県	71%	74%

※平成17年度末における全国の耐震化率は、国が基本的な方針で示した平成15年の耐震化率75%をもとに、県が推計したものです。

特定建築物	全 国 ¹⁾	新潟県
	平成15年：75%	平成18年：58%

公共建築物 (県有建築物)	平成18年：50%
------------------	-----------

※「特定建築物」と「県有建築物」は、棟毎に耐震改修促進法第6条第1号に該当する建築物を示しています。また、これらの耐震化率については、耐震診断により「耐震性なし」と確認されたもの、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認できないもの（耐震診断の実施の有無が確認できないものを含む）を「耐震性の劣るもの」として算定しています。

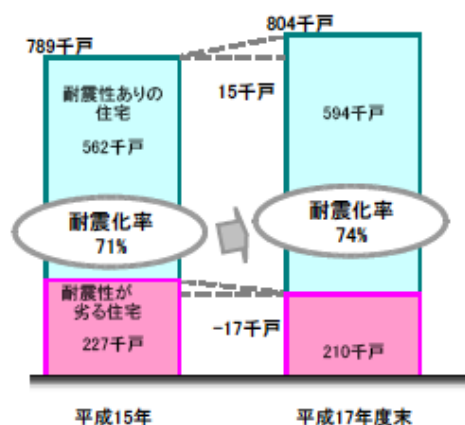
(1) 住宅

耐震改修促進法の改正に合わせて国が示した基本的な方針では、平成15年の住宅の耐震化率を75%と推計しています。県内の耐震化率を国と同様に住宅・土地統計調査²⁾から推計して見ると、平成15年は全国に比べ4ポイント低い71%になります。この耐震化率は、平成17年度末には全国が約79%、新潟県が74%に達しているものと推計されます。

【住宅の耐震化の現状】

住宅総数と耐震化率		平成15年度 (2003年度末)	平成17年度末 (2005年度末)
住 宅 総 数		789 千戸	804 千戸
うち、 耐震性が劣るもの		227 千戸	210 千戸
耐 震 化 率		71%	74%

資料：住宅・土地統計調査



7. 参考資料⑦

●地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(社団法人 日本損害保険協会HPより)

都道府県	1994年度 末(%)	1995年度 末(%)	1996年度 末(%)	1997年度 末(%)	1998年度 末(%)	1999年度 末(%)	2000年度 末(%)	2001年度 末(%)	2002年度 末(%)	2003年度 末(%)	2004年度 末(%)	2005年度 末(%)	2006年度 末(%)
北海道	7.4	10.7	12.9	14.2	14.9	15.5	15.8	15.6	15.5	16.1	17.1	18.0	18.6
青森	6.5	8.0	9.2	9.6	10.0	10.4	10.7	10.8	10.8	11.2	11.8	12.3	12.6
岩手	4.1	5.0	5.9	6.4	6.9	7.3	7.5	7.5	7.6	8.4	8.8	9.6	10.0
宮城	7.7	9.8	11.5	12.3	13.6	14.9	15.8	16.1	16.7	20.5	23.0	25.9	27.7
秋田	4.3	5.8	6.8	7.3	7.7	8.3	8.5	8.3	8.2	8.4	8.9	9.3	9.7
山形	3.2	4.4	5.2	5.7	6.0	6.3	6.5	6.4	6.5	7.1	7.9	8.7	9.2
福島	6.0	7.2	8.1	8.7	9.3	9.8	10.2	10.3	10.4	10.8	11.1	12.1	12.6
茨城	8.4	10.6	12.4	13.4	13.8	14.3	14.7	14.6	14.8	15.4	15.9	17.0	17.5
栃木	8.0	9.5	10.5	11.1	11.4	11.7	12.0	11.9	12.0	12.4	13.2	14.5	15.0
群馬	6.2	7.4	8.2	8.5	8.2	8.4	8.5	8.3	8.2	8.4	9.1	10.0	10.5
埼玉	11.5	14.4	16.4	17.5	17.9	18.4	18.6	18.4	18.0	18.3	19.3	21.1	21.7
千葉	13.1	16.3	18.4	19.7	20.2	20.7	21.1	21.0	21.0	21.9	23.1	25.0	25.7
東京	17.9	20.7	22.6	23.7	24.2	24.7	24.9	24.6	24.2	24.8	26.0	27.9	28.5
神奈川	16.4	20.3	21.3	22.2	22.3	22.8	23.2	23.3	23.3	23.9	24.9	26.6	27.2
新潟	5.9	8.0	9.3	9.9	10.3	10.8	11.1	11.1	11.0	11.2	12.2	13.2	13.7
富山	3.6	5.2	6.0	6.4	6.6	7.0	7.2	7.2	7.1	7.3	8.2	9.2	9.6
石川	5.0	7.2	8.3	9.1	9.5	9.6	10.0	10.2	10.3	10.6	11.6	12.5	13.3
福井	6.0	7.3	8.2	8.7	9.0	9.4	10.0	10.0	10.0	10.3	11.6	12.3	12.7
山梨	9.7	11.5	13.1	13.8	14.3	15.0	15.7	16.6	17.1	18.1	19.3	20.9	21.8
長野	3.3	4.3	4.9	5.3	5.5	5.9	6.2	6.6	6.9	7.4	8.3	8.9	9.3
岐阜	8.5	10.0	11.4	12.6	13.6	14.7	15.5	15.9	16.5	17.6	19.3	20.7	21.8
静岡	14.1	16.8	18.3	19.2	19.3	19.4	19.5	20.1	21.0	22.1	23.7	24.8	25.1
愛知	9.6	12.1	14.5	16.9	18.2	19.6	20.8	22.0	24.0	26.3	28.7	30.5	31.8
三重	5.4	6.9	8.1	9.1	9.9	10.6	11.2	12.1	13.6	15.7	18.7	20.3	21.6
滋賀	3.5	5.4	6.5	7.2	7.6	8.3	8.9	9.2	9.5	10.3	11.7	12.8	14.1
京都	5.1	7.4	8.7	9.4	9.7	10.4	11.1	11.3	11.3	12.0	13.7	14.9	15.6
大阪	8.5	12.1	13.5	14.4	14.7	15.3	15.8	15.9	16.0	17.0	19.2	20.7	21.7
兵庫	4.8	8.4	10.2	11.2	11.5	12.0	12.3	12.4	12.4	12.9	14.3	15.2	15.6
奈良	5.4	7.9	9.1	9.8	11.2	12.5	13.0	12.8	12.6	13.4	15.8	16.9	17.5
和歌山	5.3	7.4	8.3	8.8	9.2	9.7	10.0	10.6	11.6	13.2	15.8	17.4	18.2
鳥取	7.3	8.7	9.8	10.7	11.0	11.4	12.8	13.2	13.2	13.2	13.6	14.2	14.4
島根	2.8	3.9	4.8	5.5	5.9	6.2	7.1	7.4	7.8	8.2	8.8	9.4	9.8
岡山	3.0	4.5	5.7	6.6	7.0	7.6	8.5	9.3	9.9	10.8	12.2	13.7	14.6
広島	6.0	9.0	10.8	12.2	13.0	14.2	15.5	17.4	18.2	19.0	20.3	21.7	22.5
山口	3.2	4.9	6.0	7.0	7.6	8.4	9.2	10.2	10.5	11.0	12.1	13.8	14.7
徳島	4.9	6.6	7.8	8.6	9.2	9.9	10.5	11.2	11.8	13.3	15.8	17.5	18.8
香川	4.6	6.8	8.2	9.3	10.0	10.9	12.0	12.9	13.6	14.9	17.4	19.4	20.7
愛媛	3.0	4.6	5.7	6.8	8.1	9.0	9.8	11.3	12.1	13.2	14.6	15.9	16.9
高知	7.9	9.4	10.5	11.3	12.2	13.0	13.8	14.4	15.4	16.7	18.2	19.4	20.0
福岡	4.7	8.0	10.3	12.1	13.3	14.4	15.0	15.4	15.3	15.5	16.6	20.5	22.1
佐賀	1.5	2.6	3.2	4.0	4.4	4.8	5.0	5.3	5.3	5.4	6.3	9.2	10.3
長崎	3.5	4.4	4.9	5.4	5.6	5.9	5.9	5.8	5.7	5.6	5.9	7.2	7.9
熊本	5.8	8.1	9.7	11.3	11.9	13.8	15.5	15.9	16.0	16.2	17.3	19.1	19.7
大分	4.9	6.5	7.7	8.9	9.3	10.0	10.6	10.9	11.0	11.3	12.2	13.6	14.4
宮崎	6.2	8.8	11.3	12.8	13.5	14.1	14.7	14.8	14.5	14.5	15.4	16.8	17.7
鹿児島	5.0	7.4	9.7	12.2	13.1	14.1	14.9	15.1	15.2	15.5	16.2	17.4	18.3
沖縄	0.9	2.0	3.1	4.2	5.2	6.1	6.6	7.0	6.8	6.7	7.1	7.7	8.3
全国	9.0	11.6	13.1	14.2	14.8	15.4	16.0	16.2	16.4	17.2	18.5	20.1	20.8

(注) 各年度末の世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したもの。(損害保険料率算出機構調べ)

●都道府県別付帯率の経緯

(社団法人 日本損害保険協会HPより)

都道府県	2002年度 (%)	2003年度 (%)	2004年度 (%)	2005年度 (%)	2006年度 (%)
北海道	32.4	33.8	36.4	38.6	40.3
青森	27.7	29.3	32.1	33.8	36.1
岩手	24.4	27.7	28.7	31.3	32.3
宮城	37.3	45.3	50.3	54.7	58.4
秋田	29.5	30.5	31.9	32.3	35.5
山形	18.5	20.9	24.1	27.1	28.5
福島	26.4	27.2	28.3	31.2	33.2
茨城	34.9	34.8	34.7	36.8	37.8
栃木	29.7	30.8	31.2	33.3	34.7
群馬	21.4	21.1	22.5	24.8	26.3
埼玉	34.7	35.8	37.5	39.9	40.8
千葉	36.8	38	39.3	41.7	42
東京	36.2	37.2	38.8	40.8	41.2
神奈川	40	41.5	42.4	45	45.4
新潟	28.8	30.2	34.6	37.8	39.9
富山	16.6	17.5	19.3	21.7	22.6
石川	19.4	19.3	21.8	24.1	26.3
福井	20.5	21.4	24.6	26.3	27.7
山梨	38.9	41.7	44	46.9	48.6
長野	17.1	17.9	20	22.1	23.9
岐阜	39.4	41.7	45.5	48.8	51.4
静岡	40.5	43.4	45.6	47.4	48.3
愛知	48.2	53	57.7	60.4	62.7
三重	34.5	38.8	45.9	49.6	53
滋賀	20.1	21.2	24.9	27.9	29.9
京都	19.3	20.6	24.4	27.1	27.9
大阪	28.7	30.9	35	38	40
兵庫	24.4	25.3	28.6	30.7	31.5
奈良	25.8	26.7	32.2	35.5	36.3
和歌山	29.1	33.4	39.7	43	44.9
鳥取	37.2	36.9	37.4	38.3	39.6
島根	26.8	27	29.6	31.3	32.9
岡山	24.4	26	29.2	32.4	34.9
広島	40.8	42.4	45.4	47.9	50.2
山口	27.5	27.9	30.1	34.6	37.3
徳島	31.5	35.6	41.7	46.1	50.2
香川	27.5	30.9	36.2	40.2	43.3
愛媛	33.7	34.9	39.3	42.9	46.4
高知	53.6	59.6	63.6	66.5	69.2
福岡	28.8	29.2	30.6	40.2	42.9
佐賀	12.4	12.7	15.2	25.7	27.8
長崎	14.1	13.2	14.2	19.8	21.9
熊本	34.6	34.4	36	40	41.2
大分	28.5	28.8	31.6	35.9	38.5
宮崎	42.1	44	47.5	53.2	56.7
鹿児島	45.4	46	48.8	52.3	55
沖縄	30.7	32.7	32.2	34.8	36.1
合計	33.3	34.9	37.4	40.3	41.7

(注) 「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。(損害保険料率算出機構調べ)

8. 参考資料⑧

●「被災者生活再建支援法」改正概要

(内閣府HPより)

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

9. 参考文献・資料

- 台湾大地震後の全国民間災後重建連盟から学ぶ防災における中間支援団体の役割について
(2002 年度大会 (北陸) 学術講演梗概集)
- 刈羽村地域情報化基本計画書(ダイジェスト版)平成 15 年度版:刈羽村
- 7.13 新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会検証レポート:7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会 2006 年 1 月 <http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/1203008428165.html>
- 7.13 新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会提言書:7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会 2006 年 1 月 <http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/1203008428165.html>
- 中越地震アンケート集計結果:ヒューマン・エイド 2006 年 1 月
- 災害ボランティア活動マニュアル:福井県 2006 年 3 月
- 震災フォーラム報告書:ヒューマン・エイド 2006 年 5 月
- 自主防災会欠席と活動の手引き:長岡市 2006 年 11 月
- 新潟県地域防災計画(震災対策編):新潟県 2007 年 7 月修正
- ながおか市政だより:長岡市 2007 年 8 月
- 防災に関してとった措置の概況平成 19 年度の防災に関する計画(防災白書):内閣府 2007 年 6 月
- 21 世紀社会とリスクガバメント:全日本自治団体労働組合 2007 年 10 月
- 被災者生活再建支援法の見直し:国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 599(2007.10.30.)
- 「地震防災対策に関する特別世論調査」の概要:内閣府 2007 年 11 月
- 災害被災地支援活動報告:日本経団連 2007 年 12 月
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/104.html>
- 中越沖地震の被災地支援の状況:日本経団連 2007 年 12 月
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/1p-club/>
- 被災者支援に関する各種制度の概要:内閣府 2008 年 1 月
- 自主防災組織の手引き:柏崎市
- 新潟NPO協会災害復興ボランティア基金:新潟NPO協会 <http://www.nan-web.org/>

お願い

本報告書の内容を引用される場合は、その内容、掲載部分等下記あてにてご送付ください。

まちぽっと(旧東京ランポ)「災害とNPO＜検証＞調査」係
160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル 5F
TEL:03-5941-7948 FAX:03-3200-9250

◎2008年4月15日

○民主党委託調査事業報告書

◎災害におけるボランティア組織(NPO等含む)と“市民資源”に関する実態＜検証＞調査報告書

○民主党企業団体対策委員会(NPO担当)

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

TEL03-3595-9988(代表)

◎事務局

○特定非営利活動法人 ローカルアクション・シンクポッツ・まち未来(まちぽっと)

(2007年12月合併により東京ランポから名称を変更)

160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル 5F

TEL:03-5941-7948 FAX:03-3200-9250

